

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年6月21日
【事業年度】	第99期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 村上 尚登
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【電話番号】	019(651)6161(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 千葉 泰之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目4番7号 株式会社 東北銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3270)2854
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 菊池 禎哉
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 仙台支店 (宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号) 株式会社 東北銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町三丁目4番7号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成26年度 (自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	平成27年度 (自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)	平成28年度 (自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日)	平成29年度 (自 平成29年 4月1日 至 平成30年 3月31日)	平成30年度 (自 平成30年 4月1日 至 平成31年 3月31日)
連結経常収益	百万円	15,301	15,837	15,550	15,566	13,840
連結経常利益	百万円	2,244	2,813	2,358	963	1,285
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,347	1,908	1,697	618	908
連結包括利益	百万円	3,423	2,516	914	703	1,309
連結純資産	百万円	37,941	39,966	38,018	38,238	39,069
連結総資産	百万円	845,812	841,083	853,831	857,776	863,500
1株当たり純資産額	円	281.71	302.56	2,956.85	2,980.69	3,069.14
1株当たり当期純利益	円	14.05	19.97	178.02	64.62	95.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	8.85	11.58	107.68	37.83	48.72
自己資本比率	%	4.33	4.59	4.45	4.45	4.52
連結自己資本利益率	%	3.82	5.06	4.42	1.62	2.35
連結株価収益率	倍	11.81	6.91	8.65	22.17	10.94
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,353	26,627	8,281	33,700	12,394
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,810	26,192	8,237	65,339	23,959
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,694	491	1,033	484	477
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	16,125	16,067	14,985	46,140	57,227
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	668 [234]	664 [223]	641 [241]	631 [236]	630 [220]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成29年10月1日付で普通株式及び第一種優先株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。平成28年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第95期	第96期	第97期	第98期	第99期
決算年月		平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
経常収益	百万円	13,596	14,130	13,871	14,445	12,616
経常利益	百万円	2,131	2,592	2,141	1,365	1,599
当期純利益	百万円	1,368	1,783	1,865	1,085	1,297
資本金	百万円	13,233	13,233	13,233	13,233	13,233
発行済株式総数						
普通株式	千株	95,099	95,099	95,099	9,509	9,509
第一種優先株式		40,000	40,000	40,000	4,000	4,000
純資産	百万円	35,096	36,812	35,539	36,284	37,583
総資産	百万円	843,055	837,871	851,365	855,256	861,046
預金残高	百万円	771,536	773,269	790,562	807,170	810,863
貸出金残高	百万円	530,370	516,793	524,218	552,482	571,198
有価証券残高	百万円	254,242	280,915	269,417	201,125	177,952
1株当たり純資産額	円	264.77	282.91	2,695.21	2,774.50	2,912.27
1株当たり配当額						
普通株式		5.00	5.00	5.00	27.50	50.00
(内1株当たり中間配当額)	円	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(25.00)
第一種優先株式		0.38	0.38	0.28	0.825	0.00
(内1株当たり中間配当額)		(0.19)	(0.19)	(0.14)	(0.075)	(0.00)
1株当たり当期純利益	円	14.28	18.66	195.67	113.97	136.98
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	8.99	10.83	118.28	66.44	69.58
自己資本比率	%	4.16	4.39	4.17	4.24	4.36
自己資本利益率	%	4.06	4.96	5.15	3.02	3.51
株価収益率	倍	11.62	7.39	7.87	12.57	7.66
配当性向	%	35.01	26.79	25.56	43.87	36.50
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	584 [225]	585 [214]	587 [235]	583 [231]	585 [212]
株主総利回り [比較指標：配当込み TOPIX業種別指数 (銀行業)]	%	110.32 (122.38)	95.48 (90.78)	109.03 (115.48)	105.35 (119.43)	83.87 (101.43)
最高株価	円	179	177	161	1,639 (158)	1,508
最低株価	円	142	127	133	1,408 (146)	1,028

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第99期(平成31年3月)中間配当についての取締役会決議は平成30年11月12日に行いました。
3. 平成29年10月1日付で普通株式及び第一種優先株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。これに伴い普通株式の発行済株式総数は85,589千株減少し9,509千株となり、第一種優先株式の発行済株式総数は36,000千株減少し4,000千株となっております。また、第97期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。
4. 第98期の普通株式の1株当たり配当額27.50円は中間配当額2.50円と期末配当額25.00円の合計であります。また、第一種優先株式の1株当たり配当額0.825円は中間配当額0.075円と期末配当額0.75円の合計であります。それぞれの中間配当額については、基準日が平成29年9月30日であるため、平成29年10月1日付の株式併合は加味しておりません。
5. 第99期の第一種優先株式の1株当たり配当額については、平成30年7月9日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」が0.00%であるため、第一種優先株式の1株当たり配当額については0円であります。
6. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 配当性向は、普通株式の1株当たり配当額を1株当たり当期純利益で除した割合であります。なお、第98期の配当性向につきましては、期首に株式併合が行われたと仮定し普通株式の1株当たり配当額を50.00円として算出しております。
8. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。そのため、第94期の期末に当該株式併合が行われたと仮定して、株主総利回りを算出しております。
9. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
10. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。そのため、第98期の株価については当該株式併合後の最高株価及び最低株価を記載し、()内に当該株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

創立経緯 第二次世界大戦後の荒廃と混乱した経済情勢が続いたなかで、政府は財政の建て直しと経済の安定のために、昭和24年11月、1県1行主義の是正を表明、新銀行設立の機運が急激に高まり、地域社会の発展と地元経済の開発を願い、岩手県内の商工会議所関係者並びに地元有志の方々が中心となり発起し設立された戦後第一号銀行として出発しました。

昭和25年10月7日	株式会社東北銀行設立（資本金3千万円 本店 盛岡市）
昭和25年10月10日	銀行業並びに貯蓄銀行業務の認可
昭和25年11月1日	盛岡市内丸106番地にて営業開始
昭和38年1月16日	本店を盛岡市内丸3番1号に新築移転
昭和48年6月26日	電子計算処理を開始
昭和51年11月1日	事務センター竣工
昭和54年2月14日	社債等登録機関の認可
昭和57年1月29日	東北ビジネスサービス株式会社設立
昭和58年4月1日	公共債窓口販売業務開始
昭和58年5月17日	株式会社東北ジェーシービーカード設立
昭和59年10月25日	東北保証サービス株式会社設立
昭和61年6月1日	公共債ディーリング業務開始
昭和61年10月1日	外国為替業務開始
昭和61年10月22日	とうぎん総合リース株式会社設立
昭和62年6月1日	公共債フルディーリング業務開始
昭和62年8月20日	東北銀ソフトウェアサービス株式会社設立
平成2年6月21日	担保附社債信託業務開始
平成9年3月14日	東京証券取引所市場第二部上場
平成11年1月4日	新オンラインシステム稼働
平成11年4月1日	投資信託窓口販売業務開始
平成13年4月1日	損害保険商品（住宅ローン関連長期火災保険）窓口販売業務開始
平成14年10月1日	生命保険商品（個人年金保険）窓口販売業務開始
平成17年3月1日	東京証券取引所市場第一部指定
平成18年12月1日	証券仲介業務開始
平成19年12月22日	生命保険商品（医療保険、がん保険）窓口販売業務開始
平成24年7月17日	基幹システム（STELLA CUBE）稼働
平成24年9月28日	金融機能強化法（震災特例）に基づく第一種優先株式100億円発行
平成28年4月1日	東北ビジネスサービス株式会社を当行に吸収合併

3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務その他の金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業務〕

当行の本店ほか支店54、出張所2においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務などのほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売などの附帯業務等を行い、岩手県内を中心に営業を展開しております。

また、東北保証サービス株式会社において、各種個人ローン等の信用保証業務を行っております。

〔リース業務〕

とうぎん総合リース株式会社において、各種機械等の賃貸、売買業務を行っております。

〔その他〕

・クレジットカード業務

株式会社東北ジェーシーピーカードにおいて、キャッシングサービス、ショッピングサービスなどの業務を行っております。

・ソフトウェアの開発・販売業務

東北銀ソフトウェアサービス株式会社において、コンピュータソフトウェアの開発及び販売業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(又 は被所 有)割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社東北ジェー シーピーカード	岩手県 盛岡市	20	その他	100.00	3 (1)	-	金銭貸借関係 預金取引関係	-	-
東北保証サービス 株式会社	岩手県 盛岡市	30	銀行業務	100.00	5 (1)	-	預金取引関係	提出会社 より建物の 一部賃借	-
とうぎん総合リース 株式会社	岩手県 盛岡市	20	リース業務	100.00	4 (1)	-	リース・金銭 貸借関係 預金取引関係	-	-
東北銀ソフトウェア サービス株式会社	岩手県 盛岡市	30	その他	100.00	4 (1)	-	ソフトウェア 開発関係 預金取引関係	提出会社 より建物の 一部賃借	-

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記関係会社は、特定子会社に該当しません。
3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。
4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成31年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業務	リース業務	その他	合計
従業員数(人)	589 [213]	4 [3]	37 [4]	630 [220]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員211人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成31年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
585 [212]	39.5	15.7	5,065

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員198人を含んでおりません。
なお、取締役を兼任しない執行役員2人を含んでおります。
2. 当行の従業員はすべて銀行業務のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は、東北銀行従業員組合と称し、組合員数は436人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

（経営方針）

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」ことを経営理念として、地域経済の中核を担う中小企業等の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

（経営戦略等）

平成31年4月にスタートした当行の中期経営計画の概要は以下のとおりです。

中期経営計画テーマ

『“地域力の向上”～「復興」と「地域経済活性化」への貢献～』

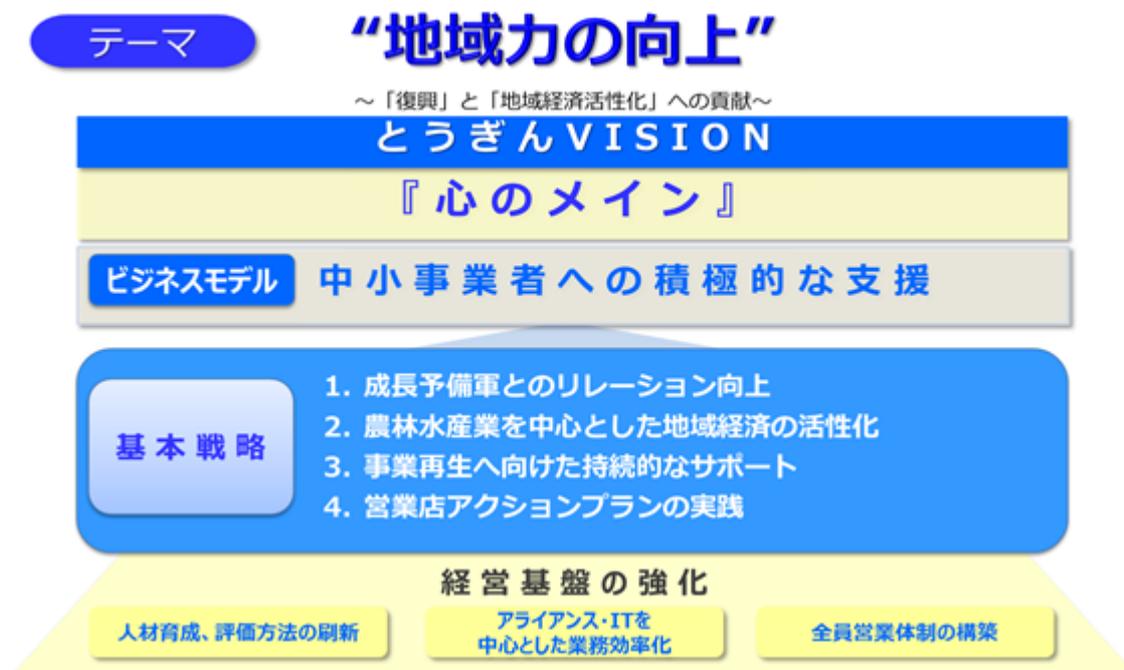
ビジネスモデル

中小事業者への積極的な支援

中期経営計画期間

平成31年4月～令和4年3月（3年間）

新中期経営計画全体図



（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等）

・目標とする経営指標（注1）

[令和4年3月期]

本業利益（注2）・・・5億円以上

連結自己資本比率・・・8%以上

（注1）目標とする経営指標については、今後において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第12条に基づく経営強化計画の策定に伴い変更となる可能性がございます。

（注2）本業利益とは、有価証券関連収益を加味しない、預貸金業務及び役務取引等業務から得られる利益とし、以下の算式により算出します。

$$\text{本業利益} = \text{貸出金平残} \times \text{預貸金利回り較差} + \text{役務取引等利益} - \text{経費}$$

なお、本資料に記載されている目標とする経営指標は、その達成を当行として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

(金融経済環境)

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の着実な成長を背景に輸出が増加基調にあり、企業収益が高水準で推移し業況感も良好な水準を維持するもとで設備投資は増加傾向を続けております。雇用・所得環境の着実な改善を背景に、個人消費は振れを伴いながらも緩やかに増加しております。

金融情勢に目を移しますと、日本銀行は2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続するとしております。

株式市場については、21,000円台でスタートした日経平均株価は、米国株価の下落や米中間の通商問題を巡る不透明感などを背景に下落しましたが、足もとでは水準を戻し、平成31年3月末の終値は21,205円となりました。

岩手県内の経済をみますと、雇用情勢の改善を背景に、個人消費は緩やかに回復しております。また、消費者物価指数についても前年を上回っております。住宅投資は持家の新築住宅着工戸数の減少などにより前年を下回りました。公共投資は減少しているものの高水準で推移しております。総じて、県内経済は緩やかに回復しつつあります。

(対処すべき課題)

金融機関を取り巻く環境は、低金利環境の長期化や異業種からの参入等による競争の激化等により厳しさを増しております。また金融デジタル化の進展に伴って、金融サービスや消費者の行動様式にも大きな変化が生じてきております。

地域経済に目を向けると、震災復興は9年目に入り、災害公営住宅や復興道路はかつてないスピードで整備が進められ、昨年6月には定期フェリーの就航等もあり、インフラ面の復興は着実に進んでおります。

一方で人口減少や少子高齢化など構造的な課題は深刻さを増しており、後継者難や人手不足等の問題を抱えている事業者は少なくありません。

このような環境のもと、平成31年4月より『“地域力の向上”～「復興」と「地域経済活性化」への貢献～』をテーマに掲げた新中期経営計画がスタートしました。同計画では、目指すべき姿を「心のメイン」とし、ビジネスモデルである「中小事業者への積極的な支援」を推進するため、「成長予備軍とのリレーション向上」、「農林水産業を中心とした地域経済の活性化」、「事業再生へ向けた持続的なサポート」、「営業店アクションプランの実践」の4つの基本戦略を掲げております。基本戦略を着実に遂行していくことで、経営体質の強化を図るとともに、お客さまの金融支援や本業支援を通じて地域経済を活性化し、地域力の向上に貢献してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当行はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応に努めてまいります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 信用リスク

融資先の倒産や経営悪化のほか、不動産市場における流動性の欠如又は不動産価額の下落、有価証券価額の下落等により、債務不履行の状態にある債務者に対し担保権を設定した不動産もしくは有価証券を処分できないなどのさまざまな要因によって新たな不良債権処理費用が発生し業績に悪影響を与える可能性があります。

また、当行は、融資先の状況や差し入れられた担保の価値及び経済状況に関する見積り等に基づいて、貸倒引当金を計上しております。当連結会計年度末における金融再生法開示債権の保全状況は、担保保証等及び貸倒引当金による保全率が銀行単体で85.62%と高い比率となっております。また、非保全額を十分に上回る自己資本を有しております。しかし、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積り等と乖離した場合や担保価値が下落した場合、貸倒引当金が増加し、業績に悪影響を与える可能性があります。

(2) 市場リスク

金利リスク

当行は、主に預金により調達した資金を貸出金や有価証券等で運用しておりますが、運用調達期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより利鞘が縮小し、業績に悪影響を与える可能性があります。

価格変動リスク

当行は、市場性のある債券や株式等の有価証券を保有しておりますが、金利の上昇による債券価格の下落や、株価が長期間にわたって下落した場合には、保有する有価証券に減損または評価損が発生し、業績に悪影響を与える可能性があります。

(3) 流動性リスク

金融システムが不安定になるなど市場環境が大きく変化したり、当行の信用状況が悪化した場合には、必要な資金の確保が困難になり、通常よりも著しく高い金利での資金調達により、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

(4) 事務リスク

役職員が正確な事務を怠ったり、事務事故あるいは不正等を起こしたり、顧客情報等の重要情報を外部に漏洩した場合には、損害賠償等の経済的損失や社会的信用の低下により、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

(5) システムリスク

コンピュータシステムの停止又は誤作動等システム上の不備や、不正アクセス等コンピュータが不正に使用されることにより、当行の業務遂行や業績に悪影響を与える可能性があります。

(6) コンプライアンスリスク

役職員の法令等違反に起因した損失の発生や、当行に対する訴訟の提起等により信用力の低下等が生じた場合には、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

(7) 規制・制度変更に関するリスク

当行は、現時点における法律・規則等に従い業務を遂行しておりますが、将来において法律・規則等の新設・変更・廃止によって生じる事態が、業務遂行や業績に悪影響を与える可能性があります。

(8) 自己資本に関するリスク

当行は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた国内基準4%以上に維持しなければなりません。連結・単体の自己資本比率が基準である4%を下回った場合には、金融庁から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な行政処分を受ける可能性があります。連結・単体の自己資本比率は、本項に記載した様々な不利益な展開に伴い自己資本が毀損した場合、自己資本比率の基準及び算定方法が変更された場合、繰延税金資産が会計上の判断又は何らかの制約により減額された場合において悪化する可能性があります。

(9) 地方経済の動向に影響を受けるリスク

地方銀行である当行は、岩手県を主要な営業地域としておりますが、岩手県経済が悪化した場合には、取引先の信用状況の悪化や貸出金の減少等により、業績に悪影響を与える可能性があります。

(10) 風評リスク

取引先、投資家、報道機関、インターネット等を通じて、当行に対する悪評、信用不安につながる噂等が広まった場合、これらが正確な事実に基づいたものか否かにかかわらず、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

(11) 銀行業免許について

当行の主要な事業活動の前提となる事項

当行は、銀行法第4条第1項に基づく銀行業免許（免許番号 大蔵大臣 蔵銀第1075号）の交付を受け、銀行業務を行っております。

上記(11)の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、その期限該当事項なし

上記(11)の失効又は取消等に係る事由が法令又は契約等により定められている場合には、その事由銀行法第27条及び第28条に免許の取消等の事由が定められております。

上記(11)の継続に支障をきたす要因が発生していない旨及び将来、その要因が発生した場合に事業活動に及ぼす重大な影響

当行の主要な事業活動の継続には前述のとおり銀行業免許が必要ですが、現時点において、当行はこれらの免許の取消等の事由に該当する事実はありません。しかしながら、将来、何らかの理由により免許取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を与える可能性があります。

(12) 優先株式による希薄化リスク

当行は、当連結会計年度末現在において、第一種優先株式を4,000,000株発行しており、第一種優先株主は令和19年9月28日までの間、当行に対し、当行普通株式と引換えに第一種優先株式の取得を請求することができます（以下、「第一種優先株式取得請求権」といいます。）。

また、当行は、令和19年9月28日までに第一種優先株式取得請求権が行使されなかった第一種優先株式を、令和19年9月29日をもって当行普通株式と引換えに取得致します（以下、「一斉取得」といいます。）。

以上のとおり、第一種優先株式に係る第一種優先株式取得請求権の行使及び一斉取得により、当行は最大で12,360,939株（当連結会計年度末現在の発行済普通株式数9,509,963株に対して129.97%）の普通株式を第一種優先株主に対し交付する可能性があり、その場合、当行普通株式の既存持分の希薄化が生じる可能性があります。

なお、当行は、令和4年9月29日以降、取締役会が別に定める日が到来した時は、法令上可能な範囲で第一種優先株式の全部または一部を取得することができます。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

（財政状態）

預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金が前連結会計年度末比36億99百万円及び法人預金が同4億94百万円増加したことから、全体で同37億15百万円増加し8,090億7百万円となりました。

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産残高合計は前連結会計年度末比17億28百万円増加し827億25百万円となりました。

貸出金は、中小企業等向け貸出が増加したことなどにより、前連結会計年度末比183億56百万円増加し5,686億67百万円となりました。

有価証券は、前連結会計年度末比231億73百万円減少し1,768億77百万円となりました。

（単位：百万円）

	前連結会計年度末(A)	当連結会計年度末(B)	増減(B) - (A)
預金等	805,292	809,007	3,715
個人	533,148	536,847	3,699
法人	261,805	262,299	494
公金	10,338	9,860	478
預り資産	80,997	82,725	1,728
貸出金	550,311	568,667	18,356
有価証券	200,050	176,877	23,173

(経営成績)

連結粗利益は、役務取引等利益の増加及び国債等関係費用の減少などにより、前連結会計年度比 4 億15百万円増益の108億53百万円となりました。

経常利益は、国債等関係費用の減少及び営業経費の圧縮などにより同 3 億22百万円増益の12億85百万円となりました。

以上のことから親会社株主に帰属する当期純利益は、同 2 億90百万円増益の 9 億 8 百万円となりました。

(単位 : 百万円)

	前連結会計年度(A)	当連結会計年度(B)	増減(B) - (A)
連結粗利益	10,438	10,853	415
資金利益	9,914	9,352	562
役務取引等利益	1,433	1,614	181
その他業務利益	909	112	797
営業経費	9,682	9,360	322
貸倒償却引当費用	403	178	225
貸出金償却	389	30	359
個別貸倒引当金繰入額	-	149	149
一般貸倒引当金繰入額	-	15	15
延滞債権等売却損	7	12	5
偶発損失引当金繰入額	6	0	6
株式等関係損益	334	198	532
貸倒引当金戻入益	39	-	39
償却債権取立益	112	55	57
その他	124	112	12
経常利益	963	1,285	322
特別損益	28	150	122
税金等調整前当期純利益	935	1,134	199
法人税、住民税及び事業税	118	269	151
法人税等調整額	198	43	241
法人税等合計	316	226	90
当期純利益	618	908	290
親会社株主に帰属する当期純利益	618	908	290

(注) 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用)
+ (その他業務収益 - その他業務費用)

(キャッシュ・フローの状況)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加による支出を主な要因として123億94百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出を有価証券の売却及び償還による収入が上回ったことを主な要因として239億59百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いを主な要因として4億77百万円の支出となりました。

以上により、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比110億87百万円増加し572億27百万円となりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度(A)	当連結会計年度(B)	増減(B)-(A)
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,700	12,394	21,306
投資活動によるキャッシュ・フロー	65,339	23,959	41,380
財務活動によるキャッシュ・フロー	484	477	7
現金及び現金同等物期末残高	46,140	57,227	11,087

(セグメント情報)

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は次のとおりとなっております。銀行業務の経常収益は、有価証券利息配当金及び国債等関係収益の減少などにより前連結会計年度比15億5百万円減収の125億70百万円、セグメント利益は、国債等関係費用の減少及び営業経費の圧縮などにより同6億5百万円増益の15億51百万円となりました。また、セグメント資産は、前連結会計年度末比57億91百万円増加し8,610億3百万円、セグメント負債は、同45億58百万円増加し8,231億76百万円となりました。

リース業務の経常収益は、割賦収入の増加により前連結会計年度比84百万円増収の11億59百万円、セグメント利益は、与信関連費用の減少などにより同27百万円増益の53百万円となりました。また、セグメント資産は、前連結会計年度末比2億50百万円増加し40億69百万円、セグメント負債は、同4億16百万円増加し31億81百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支の合計額（業務粗利益）は、国内業務部門107億80百万円、国際業務部門73百万円であり、合計では108億53百万円となりました。

資金運用収益の主なものは、国内業務部門では貸出金利息80億35百万円、有価証券利息配当金13億75百万円などです。国際業務部門では、有価証券利息配当金87百万円などです。資金調達費用は国内業務部門がほぼすべてを占めており、その主なものは預金利息1億25百万円などです。

役務取引等収支は、内国為替手数料や投資信託等の預り資産販売に係る手数料を中心として、国内業務部門による収支がほぼ全額を占めており、合計で16億14百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門がほぼ全額を占めており、国債等債券損益（5勘定戻）4億84百万円や連結子会社の業務に係る収支3億79百万円であり、合計で1億12百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	9,821	92	9,914
	当連結会計年度	9,272	79	9,352
うち資金運用収益	前連結会計年度	9,959	103	10,062
	当連結会計年度	9,397	88	9,485
うち資金調達費用	前連結会計年度	138	10	148
	当連結会計年度	125	8	133
役務取引等収支	前連結会計年度	1,431	1	1,432
	当連結会計年度	1,613	1	1,614
うち役務取引等収益	前連結会計年度	2,324	2	2,326
	当連結会計年度	2,485	2	2,487
うち役務取引等費用	前連結会計年度	893	1	894
	当連結会計年度	872	1	873
その他業務収支	前連結会計年度	894	14	908
	当連結会計年度	104	7	111
うちその他業務収益	前連結会計年度	2,518	3	2,521
	当連結会計年度	1,532	4	1,536
うちその他業務費用	前連結会計年度	3,413	17	3,430
	当連結会計年度	1,637	11	1,648

（注）1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2．資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

当連結会計年度の国内業務部門の資金運用勘定平均残高は、貸出金、有価証券を中心に8,355億26百万円、資金運用利息は93億97百万円、資金運用利回りは1.12%となりました。一方、資金調達勘定平均残高は、預金を中心に8,323億59百万円、資金調達利息は1億25百万円、資金調達利回りは0.01%となりました。

国際業務部門の資金運用勘定平均残高は、有価証券を中心に259億31百万円、資金運用利息は88百万円、資金運用利回りは0.34%となりました。また、資金調達勘定平均残高は、預金などで259億31百万円、資金調達利息は8百万円、資金調達利回りは0.03%となりました。

イ.国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(30,773) 834,345	(10) 9,959	1.19
	当連結会計年度	(25,811) 835,526	(8) 9,397	1.12
うち貸出金	前連結会計年度	530,828	8,070	1.52
	当連結会計年度	560,872	8,035	1.43
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	0	-	0.00
うち有価証券	前連結会計年度	219,838	1,887	0.85
	当連結会計年度	165,161	1,375	0.83
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	44,612	8	0.02
	当連結会計年度	75,721	22	0.02
うち預け金	前連結会計年度	8,292	0	0.00
	当連結会計年度	7,959	0	0.00
資金調達勘定	前連結会計年度	827,859	138	0.01
	当連結会計年度	832,359	125	0.01
うち預金	前連結会計年度	815,136	137	0.01
	当連結会計年度	822,472	124	0.01
うち譲渡性預金	前連結会計年度	4,597	0	0.01
	当連結会計年度	4,464	0	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	2	-	0.00
	当連結会計年度	2	-	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	1,861	0	0.00
	当連結会計年度	38	0	0.00
うち借入金	前連結会計年度	6,261	0	0.00
	当連結会計年度	5,381	0	0.00

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度131百万円、当連結会計年度104百万円)を控除して表示しております。

3. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

ロ.国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	30,925	103	0.33
	当連結会計年度	25,931	88	0.34
うち貸出金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	30,681	102	0.33
	当連結会計年度	25,173	87	0.34
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	3	-	0.00
資金調達勘定	前連結会計年度	(30,773) 30,929	(10) 10	0.03
	当連結会計年度	(25,811) 25,931	(8) 8	0.03
うち預金	前連結会計年度	153	0	0.02
	当連結会計年度	118	0	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

(注) 1. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

2. 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末T.T.仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

八.合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	834,497	10,052	1.20
	当連結会計年度	835,646	9,477	1.13
うち貸出金	前連結会計年度	530,828	8,070	1.52
	当連結会計年度	560,872	8,035	1.43
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	0	-	0.00
うち有価証券	前連結会計年度	250,520	1,989	0.79
	当連結会計年度	190,334	1,463	0.76
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	44,612	8	0.02
	当連結会計年度	75,721	22	0.02
うち預け金	前連結会計年度	8,292	0	0.00
	当連結会計年度	7,962	0	0.00
資金調達勘定	前連結会計年度	828,014	138	0.01
	当連結会計年度	832,480	125	0.01
うち預金	前連結会計年度	815,290	137	0.01
	当連結会計年度	822,591	124	0.01
うち譲渡性預金	前連結会計年度	4,597	0	0.01
	当連結会計年度	4,464	0	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	2	-	0.00
	当連結会計年度	2	-	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	1,861	0	0.00
	当連結会計年度	38	0	0.00
うち借入金	前連結会計年度	6,261	0	0.00
	当連結会計年度	5,381	0	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度136百万円、当連結会計年度104百万円)を控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、国内業務部門24億85百万円、国際業務部門 2 百万円、合計で24億87百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門 8 億72百万円、国際業務部門 1 百万円、合計で 8 億73百万円となり、国内業務部門の役務取引等収支がほぼ全額を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前連結会計年度	2,324	2	2,327
	当連結会計年度	2,485	2	2,487
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	370	-	370
	当連結会計年度	326	-	326
うち為替業務	前連結会計年度	671	2	673
	当連結会計年度	753	2	755
うち証券関連業務	前連結会計年度	233	-	233
	当連結会計年度	230	-	230
うち代理業務	前連結会計年度	447	-	447
	当連結会計年度	548	-	548
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	21	-	21
	当連結会計年度	23	-	23
うち保証業務	前連結会計年度	116	-	116
	当連結会計年度	112	-	112
役務取引等費用	前連結会計年度	893	1	894
	当連結会計年度	872	1	873
うち為替業務	前連結会計年度	126	1	127
	当連結会計年度	124	1	126

（注） 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	804,857	135	804,992
	当連結会計年度	808,594	113	808,707
うち流動性預金	前連結会計年度	427,647	-	427,647
	当連結会計年度	441,560	-	441,560
うち定期性預金	前連結会計年度	375,178	-	375,178
	当連結会計年度	364,706	-	364,706
うちその他	前連結会計年度	2,031	135	2,166
	当連結会計年度	2,328	113	2,441
譲渡性預金	前連結会計年度	300	-	300
	当連結会計年度	300	-	300
総合計	前連結会計年度	805,157	135	805,292
	当連結会計年度	808,894	113	809,007

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
3. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

国内・海外別貸出金残高の状況

イ.業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	550,311	100.00	568,667	100.00
製造業	34,040	6.19	35,819	6.30
農業、林業	5,744	1.04	5,578	0.98
漁業	869	0.16	1,103	0.19
鉱業、採石業、砂利採取業	1,340	0.24	1,152	0.20
建設業	42,111	7.65	37,337	6.57
電気・ガス・熱供給・水道業	23,058	4.19	27,102	4.77
情報通信業	2,448	0.44	2,864	0.50
運輸業、郵便業	18,383	3.34	15,375	2.70
卸売業・小売業	36,378	6.61	34,348	6.04
金融業・保険業	24,796	4.51	26,609	4.68
不動産業、物品賃貸業	94,794	17.23	106,464	18.72
各種サービス業	68,096	12.37	68,866	12.11
地方公共団体	92,465	16.80	99,637	17.52
その他	105,782	19.23	106,407	18.72
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	550,311	-	568,667	-

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

ロ.外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	18,772	-	18,772
	当連結会計年度	18,526	-	18,526
地方債	前連結会計年度	39,885	-	39,885
	当連結会計年度	41,900	-	41,900
社債	前連結会計年度	66,646	-	66,646
	当連結会計年度	70,206	-	70,206
株式	前連結会計年度	5,744	-	5,744
	当連結会計年度	6,131	-	6,131
その他の証券	前連結会計年度	38,235	30,765	69,000
	当連結会計年度	22,725	17,387	40,112
合計	前連結会計年度	169,285	30,765	200,050
	当連結会計年度	159,490	17,387	176,877

（注）1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
2．「その他の証券」には、投資信託受益証券及び外国債券を含んでおります。

（自己資本比率の状況）
（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日
1. 連結自己資本比率（2/3）	8.76	8.52
2. 連結における自己資本の額	35,987	35,930
3. リスク・アセットの額	410,744	421,401
4. 連結総所要自己資本額	16,429	16,856

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日
1. 自己資本比率（2/3）	8.34	8.21
2. 単体における自己資本の額	34,017	34,365
3. リスク・アセットの額	407,500	418,412
4. 単体総所要自己資本額	16,300	16,736

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成30年3月31日	平成31年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,605	2,869
危険債権	12,826	13,729
要管理債権	496	524
正常債権	541,146	558,650

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

(経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経常収益は、有価証券利息配当金及び国債等関係収益の減少などにより前連結会計年度比17億26百万円減収の138億40百万円となりました。経常費用は、国債等関係費用の減少及び営業経費の圧縮などにより同20億48百万円減少し125億55百万円となりました。経常利益は、同3億22百万円増益の12億85百万円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、同2億90百万円増益の9億8百万円となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの状況に関する分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要(セグメント情報)」に記載のとおりであります。

金融機関を取り巻く環境は、マイナス金利政策を背景とした低金利環境の長期化や、異業種・フィンテック企業の金融分野への参入により金融サービスや消費者の行動様式にも大きな変化が生じてきております。

当行グループとしては、当行の強みであるリレーションシップバンキングを重視した取引を行うことで、当行を「心のメイン」と評価してくれる取引先を増やし、当行の存在価値を高めていきたいと考えております。中小事業者への積極的な金融支援や本業支援を通じて目指すべき“地域力の向上”に繋がるように取り組んでまいります。

(資本の財源及び資金の流動性)

資本の財源については、預金等で資金を調達し、主に貸出金や有価証券で運用しております。また、次期においては、自己資金にて宮古支店及び宮町支店の新築移転による投資等を計画しております。

当該資本の財源を東日本大震災の復興支援と、経費の圧縮及び経営効率化を図るための投資に活用し“地域力の向上”に貢献するよう地域に還元してまいります。

資金の流動性については、「(1) 経営成績等の状況の概要(キャッシュ・フローの状況)」に記載のとおりであります。

(3) 経営方針等に照らした、経営者による経営成績等の分析・検討内容

平成28年4月よりスタートした中期経営計画において設定した計画数値と実績は以下のとおりであり、主に中小企業・個人向け貸出金で構成される一般貸出金平残につきましては、当期実績は4,290億円となり、計画始期比では600億円増加しております。その他全ての項目についても達成しており一定の成果をあげておりますが、テーマである“地域力の向上”に繋がる地元中小事業者への本業支援・金融支援の内容は一層の充実が必要であると認識しております。

(単位：億円、件)

	計画 平成31年3月期	計画始期(A)	実績 平成29年3月期	実績 平成30年3月期	当期実績(B) 平成31年3月期	計画始期比 (B) - (A)
コア業務純益	17億円以上	18	19	27	23	5
一般貸出金平残	3,850億円以上	3,690	3,762	4,026	4,290	600
一般預金平残	8,000億円以上	7,573	7,729	7,909	8,021	448
本業支援件数	年間600件以上	-	1,342	2,433	1,344	-

(注) 計画始期(A)の数値は、平成28年3月期の実績値であります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業務では、当行のシステム更改などにより投資額は475百万円となりました。

リース業務においては、投資額は6百万円となりました。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成31年3月31日現在)

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地	建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)	
						面積(m ²)						帳簿価額(百万円)
当行	-	本店他47店 (うち出張所2)	岩手県	銀行業務	店舗	34,389.96 (6,969.24)	3,401	1,536	412	-	5,349	470
	-	八戸支店他1店	青森県	銀行業務	店舗	1,538.54 (-)	517	10	9	-	537	20
	-	鹿角支店	秋田県	銀行業務	店舗	647.42 (-)	61	1	4	-	68	7
	-	仙台支店他4店	宮城県	銀行業務	店舗	4,420.10 (-)	847	169	33	-	1,050	56
	-	東京支店	東京都	銀行業務	店舗	- (-)	-	0	4	-	4	4
	-	事務センター	岩手県 盛岡市	銀行業務	事務 センター	4,028.62 (-)	352	82	104	-	539	28
	-	社宅4か所	岩手県 盛岡市 他	銀行業務	社宅	3,112.52 (-)	140	20	0	-	160	-
	-	その他の施設	岩手県 盛岡市 他	銀行業務	倉庫・ 厚生施設	14,768.66 (10,000.00)	211	6	6	-	224	-
連結 子会社	株式会社東北 ジェーシービー カード	本社	岩手県 盛岡市	その他	店舗	- (-)	-	0	1	-	1	7
	東北保証サービ ス株式会社	本社	岩手県 盛岡市	銀行業務	店舗	- (-)	-	-	0	-	0	4
	とうぎん総合 リース株式会社	本社	岩手県 盛岡市	リース業務	店舗	58.67 (-)	30	28	0	5	66	4
	東北銀ソフト ウェアサービス 株式会社	本社	岩手県 盛岡市	その他	店舗	- (-)	-	1	31	-	33	30

(注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業務に一括計上しております。

2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め99百万円であります。

3. 動産は、事務機器490百万円、その他118百万円であります。

4. 当行の店舗外現金自動設備87か所は、銀行業務に含めて記載しております。

5. 銀行業務には、連結子会社に貸与している建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

岩手県盛岡地区 建物7百万円

6. 上記の他、リース並びにレンタル契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料(百万円)
当行	-	本店他全支店	岩手県盛岡市他	銀行業務	端末機等	-	50

3【設備の新設、除却等の計画】

当行及び連結子会社の設備投資については、経費の圧縮及び経営効率化を図るための投資を行ってまいります。
当連結会計年度末において計画中的重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新築移転

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
						総額	既支 払額			
当行	東京支店 及び 東京事務所	東京都 中央区	新築 移転	銀行業務	店舗	27	-	自己資金	平成31年 4月	令和元年 5月

会社名	店舗名	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支 払額			
当行	宮古支店 及び 宮町支店	岩手県 宮古市	新築 移転	銀行業務	店舗	未定	-	自己資金	令和元年 7月	令和2年 4月

(注) 1. 投資予定金額の総額欄の「未定」は、宮古支店及び宮町支店の新築移転費用が本有価証券書提出日現在で確定できていないためであります。

2. 令和元年7月に「宮町支店」を宮古支店の「支店内支店」とした後、新築移転いたします。

(2) 統合

「宮町支店」を宮古支店内へ移転し「支店内支店」の形態で営業いたします。

会社名	店舗名	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	統合年月
当行	宮町支店	岩手県 宮古市	統合	銀行業務	店舗	令和元年7月

(3) 移転

「本宮支店」を盛南プラザ支店へ移転し「共同店舗」の形態で営業いたします。

会社名	店舗名	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	移転年月
当行	本宮支店	岩手県 盛岡市	移転	銀行業務	店舗	令和元年7月

(4) 除却

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	期末帳簿価格 (百万円)	完了年月
当行	旧東京支店 及び 旧東京事務所	東京都 中央区	除却	銀行業務	店舗	0	令和元年5月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
第一種優先株式	30,000,000
計	30,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成31年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和元年6月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,509,963	9,509,963	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる 株式 (単元株式数100株)
第一種 優先株式 (注1)	4,000,000	4,000,000	-	(注2、3、4、5、6) (単元株式数100株)
計	13,509,963	13,509,963	-	-

(注1) 第一種優先株式は企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 第一種優先株式には、当銀行普通株式を対価とする取得請求権が付与される。第一種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当銀行の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当銀行の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当銀行普通株式の数は増加する場合がある。
- (2) 第一種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされた第一種優先株式に係る払込金額の総額を、下記の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間において、下記の通り毎月1回の頻度で修正される。
取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。
取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、当該第3金曜日までの直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正される。
- (3) 上記(2)の取得価額は、809円を下限とする。
- (4) 第一種優先株式には、当銀行が、令和4年9月29日以降、一定の条件を満たす場合に、当銀行の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価として第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる取得条項が付されている。

(注3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (2) 当銀行の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(注4) 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金

当銀行は、定款第41条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当率（以下「第一種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して下記2. に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 第一種優先配当率

平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第一種優先配当率

第一種優先配当率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの）
上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）又は8%のうちいずれか低い方（以下「第一種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、第一種優先配当率は第一種優先株式上限配当率とする。

上記のただし書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、4月1日（同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 第一種優先中間配当金

当銀行は、定款第42条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

3. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第一種優先配当金相当額

第一種優先株式1株当たりの経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、上記の第一種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

4. 議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第一種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。

ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記のただし書において「行使可能株式数」とは、()取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当銀行の発行可能株式総数から、取得請求日における当銀行の発行済株式総数及び取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、()取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得を請求することができる期間

平成25年6月29日から令和19年9月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される（以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は809円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ．第一種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する時価（下記八.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本()、下記(iv)及び(v)並びに下記八.(iv)において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又はロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
- 調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
- なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
- ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記()又は本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

- 八. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- () 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.(ii)及び(vi)の場合には0円、上記イ.()ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。
- 二. 上記イ.()ないし(v)及び上記八.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.(i)ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。
- (9) 合理的な措置
上記(4)ないし(8)に定める取得価額(下記7.(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- (10) 取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (11) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、令和4年9月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日まで（当日を含む。）の30連続取引日（ただし、終値のない日は除き、開催日が取引日でない場合は、開催日の直前の取引日までの30連続取引日とする。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記5.(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記3.(3)に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。

7. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注5) 種類株主総会の決議

当銀行は、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

(注6) 議決権の有無及びその理由

当銀行は、第一種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当銀行における標準となる株式であるが、第一種優先株式を有する株主は、上記4.に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、第一種優先株式を剰余金の配当や残余財産の分配について優先的内容を有する代わりに議決権制限株式としたことによるものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成29年10月1日	121,589	13,509	-	13,233	-	11,154

(注) 平成29年10月1日付で、普通株式及び第一種優先株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。これにより発行済株式総数は121,589千株減少し13,509千株となっております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

平成31年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	27	36	22	694	57	2	4,572	5,410	-
所有株式数 (単元)	2,151	22,982	776	23,335	4,631	3	40,402	94,280	81,963
所有株式数の割合(%)	2.28	24.37	0.82	24.75	4.92	0.00	42.86	100.00	-

(注) 1. 自己株式38,375株は「個人その他」に383単元、「単元未満株式の状況」に75株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、6単元含まれております。

第一種優先株式

平成31年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	40,000	-	-	-	-	-	40,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(注) 自己株式はありません。

(6)【大株主の状況】

平成31年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	4,000	29.69
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	392	2.91
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	356	2.64
東北銀行従業員持株会	岩手県盛岡市内丸3番1号	240	1.78
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	198	1.47
株式会社富士電業社	岩手県盛岡市向中野七丁目13番6号	180	1.33
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人) シティバンク、エヌ・エイ東京 支店	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	172	1.28
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	131	0.97
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	116	0.86
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	115	0.86
計	-	5,904	43.82

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い上位10名は、次のとおりであります。

平成31年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,929	4.18
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,560	3.79
東北銀行従業員持株会	岩手県盛岡市内丸3番1号	2,404	2.56
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,982	2.11
株式会社富士電業社	岩手県盛岡市向中野七丁目13番6号	1,800	1.91
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人) シティバンク、エヌ・エイ東京 支店	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	1,729	1.84
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,310	1.39
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	1,166	1.24
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,159	1.23
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,152	1.22
計	-	20,191	21.50

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成31年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 4,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 38,300	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,389,700	93,897	同上
単元未満株式	普通株式 81,963	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	13,509,963	-	-
総株主の議決権	-	93,897	-

(注)1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が6個含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式75株が含まれております。

【自己株式等】

平成31年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東北銀行	盛岡市内丸3番1号	38,300	-	38,300	0.40
計		38,300	-	38,300	0.40

(注)「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」は発行済普通株式の総数に対する割合であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,067	1,377,893
当期間における取得自己株式	14	13,720

(注)「当期間における取得自己株式」の欄の株式数及び価額の総額には、令和元年6月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求を受けた売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	38,375	-	38,389	-

(注)1.「その他」の欄の当期間の株式数及び処分価額の総額には、令和元年6月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡請求を受けた売渡による株式は含まれておりません。

2.「保有自己株式数」の欄の当期間の株式数には、令和元年6月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡請求を受けた売渡及び単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は銀行業の公共性を踏まえ、内部留保の充実に努めるとともに、配当につきましても「安定配当の継続」を基本方針としております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当につきましては、普通株式については1株当たり50円の配当(うち中間配当25円)、第一種優先株式については定款及び第一種優先株式発行要項の定めに従った配当をしており、平成30年7月9日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」が0.00%であるため、第一種優先株式の配当については0円であります。この結果、当事業年度の普通株式に係る配当性向は36.50%となりました。

内部留保資金につきましては、東日本大震災の復興支援と地域経済活性化のための貢献に活用するとともに、安定的かつ効率的な運用を心掛け、株主各位への適切な利益還元を努めてまいります。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本金の額に達するまで資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当行は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に對し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は次のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成30年11月12日 取締役会決議	普通株式	236	25
令和元年6月21日 定時株主総会決議	普通株式	236	25

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、経営理念である「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」を実現するため、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に努めます。

- イ. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ロ. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働する。
- ハ. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ニ. 取締役会及び監査役会は、独立した客観的な立場から経営陣の業務執行に対する実効性の高い監督及び監査を行う。
- ホ. 株主との建設的な対話を促進するための体制及び環境を整備する。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行では経営への監督機能を発揮するため監査役制度を採用しており、公共性・中立性が高い独立社外取締役2名を選定しております。また、独立社外監査役2名を含む監査役5名からなる監査役会が取締役に対する監督機能を発揮することで、経営の監督・監査の客観性及び中立性を確保する体制としております。

・取締役会

取締役会は取締役8名で構成しております。また会社法第2条第15号に定める社外取締役2名を選任しております。社外取締役の村井三郎氏及び澤口豊彰氏を独立役員に指名しており、取締役会の牽制機能を強化するとともに、取締役の業務執行状況について監督しております。

平成30年度の実行取締役会は12回開催され、経営の最高意思決定機関としての確かな意思決定が行われております。

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るために、会社法や当行定款で定められた事項のほか、別途定める「取締役会規程」に基づき、当行の経営方針・計画、コンプライアンス・内部監査・リスク管理に関する重要な事項について決定しております。

なお、取締役会の構成員は以下のとおりとなります。

議長 取締役頭取 村上 尚登

横澤 英信 高橋 淳悦 佐藤 健志 森 宏樹 小野寺 正浩
村井 三郎（独立社外取締役） 澤口 豊彰（独立社外取締役）

・監査役会

監査役会は会社法第2条第16号に規定された社外監査役3名を含む5名で構成しており、さらに社外監査役の齋藤淳夫氏及び南部利文氏を独立役員に指名しております。社外監査役3名とすることで監査機能の強化を図っております。なお、社外監査役3名のうち独立社外監査役2名の指名により一般株主保護に努めております。

平成30年度の実行監査役会は9回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をしております。また、取締役会への出席を通して取締役の業務執行状況について監査を行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況について営業店長、本部各部長と面談し、内部統制の有効性及び法令等遵守状況等を監査しており、監査結果に基づき内部統制機能等について取締役に助言することとしております。

なお、監査役会の構成員は以下のとおりとなります。

議長 監査役 宮田 俊平

齋藤 淳夫（独立社外監査役） 熊谷 祐三
南部 利文（独立社外監査役） 榎野 信治（社外監査役）

・指名・報酬委員会

取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。当該委員会は、独立社外取締役全員、代表取締役及び必要に応じて取締役会が委嘱するその他の取締役が構成員となっております。また、独立社外取締役が委員の半数以上を占め、委員の互選により独立社外取締役を委員長としております。当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会機能の独立性・客観性を強化するとともに公正かつ透明性の高いガバナンス態勢の構築に努めております。

平成30年度の実行指名・報酬委員会は3回開催され、取締役及び監査役の選任及び解任や、取締役及び執行役員の報酬などについて取締役会に答申しております。

なお、指名・報酬委員会の構成員は以下のとおりとなります。

委員長 取締役 村井 三郎（独立社外取締役）

村上 尚登 横澤 英信 澤口 豊彰（独立社外取締役）

・常務会

常務会は常務取締役以上で構成され、原則毎週開催されており迅速な意思決定を行う体制を整備しております。取締役会で定めた基本方針に基づく業務執行や常務会規程に基づく付議案件等について審議するとともに、重要な銀行業務に係る意思決定機関としての機能を担っております。平成30年度の常務会は72回開催しております。

なお、常務会の構成員は以下のとおりとなります。

議長 取締役頭取 村上 尚登
横澤 英信 高橋 淳悦 佐藤 健志 森 宏樹

・コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会はコンプライアンスマニュアルの改定、コンプライアンス・プログラムの策定、その他コンプライアンスに関する重要な事項を取締役会へ付議・報告するため設置しております。法令等遵守体制の整備、強化及び事務管理を徹底することを目的としたコンプライアンス委員会を平成30年度は4回開催しております。

なお、コンプライアンス委員会の構成員は以下のとおりとなります。

委員長 取締役頭取 村上 尚登
横澤 英信 高橋 淳悦 佐藤 健志 森 宏樹
監査部長 澤瀬 忍 経営企画部長 千葉 泰之 人事部長 小枝指 重夫
支店統括部長 舘脇 幸広 資産運用コンサルティング部長 三浦 克之
融資管理部長 竹内 正己 市場金融部長 田中 英明
事務統括部長 齋坂 勝士 お客様相談室長 阿部 次郎

・ALM委員会

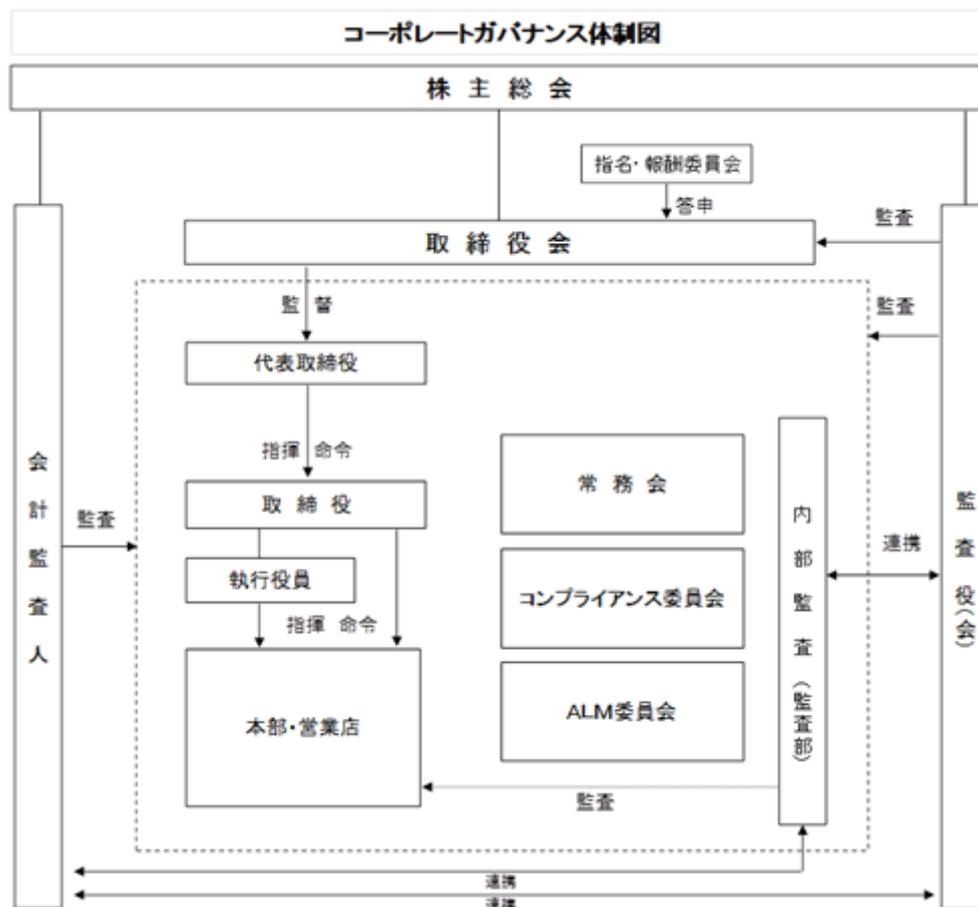
ALM委員会は資産・負債の総合管理、統合管理（自己資本管理）及び流動性リスク管理に係る事項を各部横断的に協議決定するため設置しております。

資産・負債の総合管理、統合管理（自己資本管理）及び流動性リスク管理の運用方針を取締役会が半年ごとに定めておりALM委員会において管理する体制としております。ALM委員会の協議決定事項のうち重要な事項については、取締役会へ付議・報告しております。平成30年度のALM委員会は19回開催しております。

なお、ALM委員会の構成員は以下のとおりとなります。

委員長 取締役頭取 村上 尚登
横澤 英信 高橋 淳悦 佐藤 健志 森 宏樹
監査部長 澤瀬 忍 経営企画部長 千葉 泰之 支店統括部長 舘脇 幸広
融資管理部長 竹内 正己 市場金融部長 田中 英明

当行の機関・内部統制の関係を図で示すと以下のようになります。



企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当行は取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を決議しており、制定した基本方針に基づき内部統制システムを構築・運用するとともに、適宜見直しを行い、内部統制の整備を図っております。

また、当行では内部統制システム整備の一環として、各業務に内在するリスクを洗い出し、リスクアプローチの観点から監査を実施することにより、内部統制システムに係る有効性評価を行う態勢整備を図っております。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当行は業務運営上発生が予想されるリスクについて、統合的リスク管理の考えのもと取締役会がリスク管理の基本方針、及び管理態勢を定めております。

リスク管理の基本方針では、リスクを定量化し自己資本と対比して管理する統合リスク管理と、統合リスク管理の対象外とするリスク管理とに区分し、前者は、資産・負債の総合管理、自己資本管理、流動性リスク管理にかかる事項も含めALM委員会において管理する体制としております。後者はリスクカテゴリーごとに主管部署を明確にし、当該主管部署ごとに管理態勢の堅確化に努め、リスク要因の顕在化を抑制する管理体制としております。

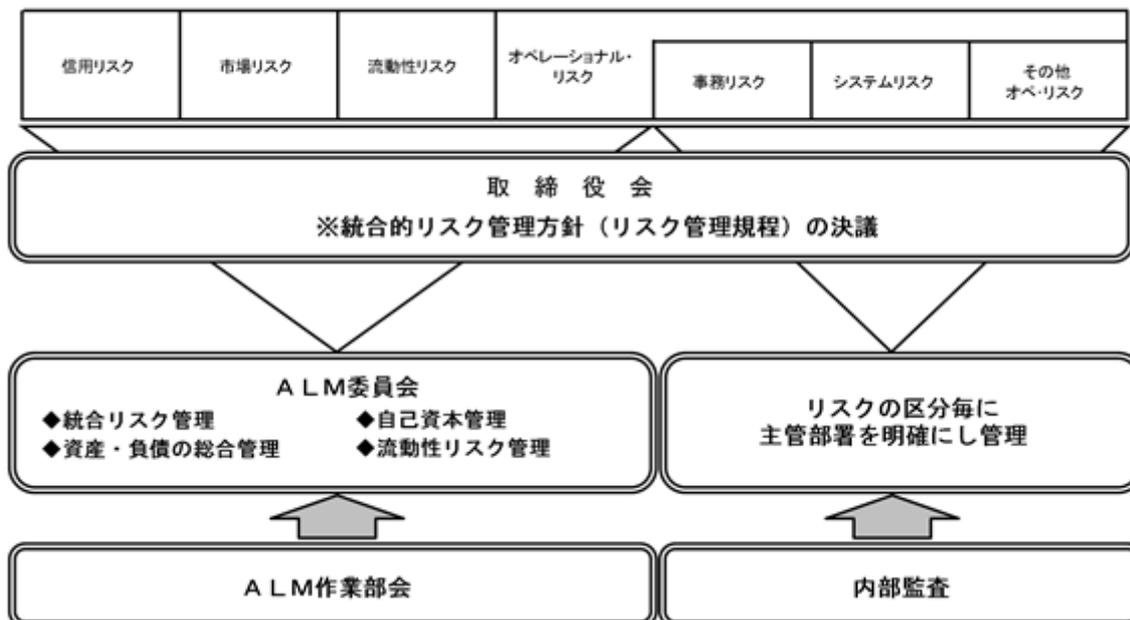
ハ. 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当行は子会社においてリスク管理規程等を定めるほか、リスク管理を確保するため、子会社管理の規程により子会社が行う各業務の所管部署を定め、業務運営について管理・指導を行っております。また、子会社においてもコンプライアンスマニュアル等を策定し、責任者を配置しております。

なお、当行の監査部門は子会社を監査し損失発生の危険性及び不適切な業務の内容が認められた場合、監査部門を担当する役付取締役及び常勤監査役に報告する体制としております。

当行のリスク管理組織体制を図で示すと以下のようになります。

リスク管理組織体制



取締役の定数

当行の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当行は、取締役選任の決議要件として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

株式の種類ごとの差異の内容及び理由

当行は、普通株式とは種類の異なる株式（第一種優先株式）を発行することができる旨を定款に定めております。第一種優先株式は剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の理由により、一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式としております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当行は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

また、中間配当について、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への安定的な利益還元を目的とするものであります。

さらに、第一種優先株式に係る以下の事項については、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会で決議できる旨を定款に定めております。

- ・ 配当額に関する事項
- ・ 優先株主に対する残余財産の分配に関する事項
- ・ 普通株式を対価とする取得請求権の取得請求期間及び取得価額に関する事項
- ・ 金銭を対価とする取得に関する事項
- ・ 普通株式を対価とする取得に関する事項

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める決議及び会社法第324条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 13名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役頭取 (代表取締役)	村上 尚登	昭和27年2月18日生	昭和49年4月 当行入行 平成12年6月 水沢支店長 平成14年6月 本店営業部長 平成15年6月 執行役員本店営業部長 平成18年4月 執行役員融資第二部長 平成18年6月 常務取締役 平成22年6月 専務取締役 平成24年6月 取締役副頭取 平成26年6月 取締役頭取(現職)	平成30年6月 から2年	普通株式 37
専務取締役	横澤 英信	昭和29年8月22日生	昭和53年4月 当行入行 平成14年6月 黒石野支店長 平成18年4月 人事部長 平成22年7月 事務統括部長 平成23年6月 執行役員事務統括部長 平成25年6月 執行役員本店営業部長 平成26年6月 取締役本店営業部長 平成27年6月 常務取締役本店営業部長 平成28年4月 常務取締役 令和元年6月 専務取締役(現職)	平成30年6月 から2年	普通株式 29
常務取締役	高橋 淳悦	昭和37年2月9日生	昭和59年4月 当行入行 平成18年4月 融資第一部長 平成18年6月 融資統括部長 平成21年4月 八戸支店長 平成24年2月 経営企画部長 平成25年6月 参事経営企画部長 平成27年6月 執行役員経営企画部長 平成28年6月 常務取締役経営企画部長 平成29年10月 常務取締役(現職)	平成30年6月 から2年	普通株式 6
常務取締役	佐藤 健志	昭和41年6月6日生	平成元年4月 当行入行 平成18年10月 戦略サポート室長 平成22年4月 戦略サポート部長 平成23年5月 戦略統括部長 平成25年6月 参事宮古地区本部長兼 宮古支店長 平成27年4月 参事地域応援部長 平成28年6月 常務取締役地域応援部長 平成29年4月 常務取締役(現職)	平成30年6月 から2年	普通株式 9
常務取締役	森 宏樹	昭和38年5月18日生	昭和61年4月 当行入行 平成20年4月 法人営業推進室長 平成21年4月 融資統括部長 平成24年2月 都南支店長 平成26年4月 久慈支店長 平成27年6月 参事久慈支店長 平成28年4月 参事本店営業部長 平成28年6月 執行役員本店営業部長 平成30年6月 常務取締役(現職)	平成30年6月 から2年	普通株式 20

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 本店営業部長	小野寺 正浩	昭和35年7月30日生	昭和58年4月 当行入行 平成13年4月 見前支店長 平成16年4月 古川支店長 平成21年4月 花巻支店長 平成24年6月 参事花巻支店長 平成25年6月 参事水沢支店長 平成27年6月 執行役員水沢支店長 平成29年4月 執行役員北上支店長 平成30年6月 取締役本店営業部長(現職)	平成30年6月 から2年	普通株式 30
取締役	村井 三郎	昭和38年7月27日生	平成2年4月 検事任官 平成12年3月 検事退官 平成12年4月 弁護士登録 平成12年11月 村井三郎法律事務所開設 平成25年4月 岩手弁護士会会長 平成25年4月 日本弁護士連合会理事 平成26年5月 岩手県人権擁護委員連合会会長 (現職) 平成27年6月 当行取締役(現職)	平成30年6月 から2年	-
取締役	澤口 豊彰	昭和27年1月2日生	昭和51年4月 国税庁入庁 平成2年7月 国税庁長官官房 平成4年2月 国税庁退官 (株)澤口協同会計事務所勤務 平成12年3月 同 代表取締役(現職) 平成26年6月 当行取締役(現職)	平成30年6月 から2年	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役 (常勤)	宮田 俊平	昭和31年3月7日生	昭和53年4月 当行入行 平成15年6月 市場金融部長 平成17年4月 事務統括部長 平成20年11月 執行役員事務統括部長 平成22年6月 常務取締役事務統括部長 平成22年7月 常務取締役 平成29年6月 監査役(現職)	平成29年6月 から4年	普通株式 27
監査役 (常勤)	齋藤 淳夫	昭和30年4月11日生	昭和55年4月 岩手県庁入庁 平成22年4月 同庁商工労働観光部長 平成24年4月 同庁沿岸広域振興局長 平成26年4月 同庁政策地域部長 平成27年4月 同庁企画理事 平成28年7月 地方独立行政法人岩手県工業技術センター理事長 平成29年6月 当行監査役(現職)	平成29年6月 から4年	普通株式 3
監査役	熊谷 祐三	昭和22年8月7日生	昭和46年4月 不二サッシ販売(株)入社 昭和57年3月 盛岡ガス(株)常務取締役 昭和61年3月 同社専務取締役 平成3年3月 同社代表取締役社長 平成6年6月 当行監査役 平成14年6月 当行取締役 平成28年6月 当行監査役(現職) 平成30年3月 盛岡ガス(株)代表取締役会長 (現職)	平成30年6月 から4年	-
監査役	南部 利文	昭和45年4月8日生	平成15年8月 (有)オリックスセラミック代表取締 役(現職) 平成21年1月 南部家第46代当主(現職) 平成21年4月 南部恒産(株)代表取締役(現職) 平成21年12月 岩手日英協会会長(現職) 平成23年6月 当行監査役(現職)	令和元年6月 から4年	-
監査役	榎野 信治	昭和28年10月8日生	昭和51年4月 (株)読売新聞社入社 平成14年8月 (株)読売新聞東京本社編集委員 平成20年1月 同社論説副委員長 平成24年6月 (株)宮城テレビ放送取締役 平成25年6月 同社常務取締役 平成29年6月 (株)テレビ岩手代表取締役社長 (現職) 令和元年6月 当行監査役(現職)	令和元年6月 から4年	-
計					普通株式 161

- (注) 1. 取締役村井三郎及び澤口豊彰は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役齋藤淳夫、南部利文及び榎野信治は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

社外役員の状況

当行の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役村井三郎氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、また、岩手弁護士会会長や日本弁護士連合会理事を歴任された豊富な経験と高い見識により、当行の経営を客観的、中立的立場で監督していただき、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただくため選任しております。加えて、「指名・報酬委員会」委員長及び筆頭社外取締役として、経営陣との意見交換を適時行っております。なお、同氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、同氏が所属する弁護士事務所において、当行と通常の銀行取引があります。

社外取締役澤口豊彰氏は16年間に亘り国税庁職員として税務行政に関与した実績を有し、現在は会計事務所経営者として企業経営や財務・税務全般に精通しており、これまでの豊富な経験と高い見識により、当行の経営を客観的、中立的立場で監督していただくため選任しております。加えて、「指名・報酬委員会」委員として、諮問事項の審議・検討に参加しております。なお、同氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、同氏が代表取締役を務める会社において、当行と通常の銀行取引があります。

社外監査役齋藤淳夫氏は昭和55年に岩手県庁入庁以降、県職員として長年携わり、豊富な行政経験と幅広い知見を有しております。こうした経験・知見を活かし、当行の経営の監視や適切な助言をいただくため選任しております。なお、同氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、同氏は、当行と通常の銀行取引があります。

社外監査役南部利文氏は第46代南部家当主として伝統を継承し岩手県内のみならず国内に幅広い交流関係を有しており、そこから得た豊富な経験と高い見識を当行の監査に反映していただくため選任しております。なお、同氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、同氏は、当行と通常の銀行取引があります。

社外監査役樺野信治氏は株式会社テレビ岩手代表取締役であり、また報道関係会社に長年携わった豊富な経験と会社経営者としての幅広い知見を当行の監査に反映していただくため選任しております。なお同氏が代表取締役を務める会社において、当行と通常の銀行取引があります。

上記のほか、社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当行では、平成27年11月25日開催の取締役会において「社外役員の独立性に関する基準」を決議・制定しております。取締役村井三郎氏、澤口豊彰氏、監査役齋藤淳夫氏及び南部利文氏は、当該基準並びに東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を充足する社外役員であり、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として選任しております。

社外取締役については、取締役会全体としての知識・経験・能力・専門性を備えバランスの取れた構成を図り、取締役会による実効性の高い経営監督機能を確保するため、独立性のある社外取締役を2名選任しております。

社外監査役については、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるため、監査役会の過半数となる社外監査役3名を選任しております。また、当該社外監査役3名のうち独立性のある社外監査役を2名選任することにより一般株主保護に努めております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会への出席を通し経営のチェックを行うとともに、内部統制部門を中心とした内部統制の有効性及び法令順守状況等を確認しております。

社外取締役は、取締役会において、常勤監査役より監査役監査の状況について説明を受けるとともに、内部統制の監査部門を担当する取締役から内部管理体制の状況等の報告を受け必要に応じて助言・指導を行うなど連携を図っております。

社外監査役については、監査役会において常勤監査役から内部統制部門、内部統制の監査部門である監査部及び会計監査人からヒアリングした内部管理態勢の状況等の報告を受け必要に応じて助言・指導を行うなど連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は会社法第2条第16号に規定された社外監査役3名を含む5名で構成しております。また社外監査役の齋藤淳夫及び南部利文を独立役員に指名しております。

監査役監査の手続きについては、取締役会への出席を通して取締役の業務執行状況について監査を行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況について営業店長、本部各部室長と面談し、内部統制の有効性及び法令等遵守状況等を監査しております。

会計監査に関しては、期初に会計監査人から監査実施計画について説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取し、期末には監査実施状況及び監査結果の報告を受けるなど、随時意見交換を行いながら緊密な連携を図っております。

内部監査の状況

内部統制の監査部門として9名からなる監査部を、内部統制の適切性、有効性を監査する組織として位置付けており、本部・営業店・グループ会社の監査（業務監査、システム監査、自己査定、償却・引当等の監査）を実施し、各種リスク管理の適切性・有効性の評価及び検証を通じ、問題点の改善指導を提言しております。また、内部統制に係る対象業務プロセス及び対象範囲等について会計監査人と協議のうえ、連携を図りながら監査を行っております。監査結果については、定期的に取り締役に報告するとともに、内部監査における指摘事項について改善状況を検証しております。

常勤監査役2名は、内部統制の監査部門である監査部と定期的な情報交換を行いながら、行内の管理部門や業務部門の内部管理態勢等についてヒアリングを適宜実施するなど、深度のある監査を実施するための連携が図られております。

監査役は、銀行の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査部門、その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署と緊密な連携を保ち、組織的かつ合理的な監査を実施しております。

監査役は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めております。監査役は、内部監査部門等の監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用しております。

会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

北光監査法人

ロ. 業務を執行した公認会計士

遠藤 明哲

戸小台 誠

ハ. 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査に係る補助者は、北光監査法人に所属する公認会計士3名、公認会計士試験合格者1名及び職員2名であります。

二. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査法人の独立性、専門性及び監査の品質等を総合的に勘案し、当行の会計監査を適正に行う体制が備わっていることを確認し選定しております。

北光監査法人は、当行の会計監査を適正に行うための高い専門性及び知見等を有しており、実績等を踏まえ、その能力及び独立性に問題ないため選定しております。

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針は、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の再任の適否について、取締役、行内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討しております。当該検討内容を踏まえ、会計監査人の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて、確認した結果、会計監査人の解任または不再任の決定の方針には該当しないと判断いたしました。

ホ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人の職務の遂行が適正に行われていることを確保するために、次に掲げる事項について監査法人から通知を受け、監査法人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているか確認し、監査法人に対して適宜説明を求め評価しております。

- () 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- () 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- () 監査法人の職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制に関するその他の事項

監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	34	-	34	-
連結子会社	-	-	-	-
計	34	-	34	-

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、適切と認められるため会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。

取締役に対しては、「取締役報酬に関する基本方針」を定め、当行の業績及び企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬水準・報酬体系としております。なお、役職ごとの報酬方針は定めておりません。

社外取締役に対しては、業務執行から独立した立場を勘案し、役位に応じた「固定報酬」のみを支給しております。

監査役に対しては、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等を考慮し、監査役会の協議により決定された「固定報酬」のみを支給しています。

・ 取締役（社外取締役を除く）の報酬体系

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬である「固定報酬」と当期純利益及び各役員の成果を反映した「業績連動報酬」で構成しております。「固定報酬」は報酬総額の7割程度、「業績連動報酬」は報酬総額の3割程度となるよう設計しております。

「固定報酬」は、役位及び職責に応じて支給し、「業績連動報酬」は、月額固定報酬に銀行業績係数と各役員の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算出しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る銀行業績指標は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から当期純利益を選択しております。

当事業年度における業績連動報酬に係る当期純利益の目標は14億円であり、実績は10億85百万円でありました。

（支給算式）

取締役（社外取締役を除く）の報酬支給額 = 固定報酬 + 業績連動報酬

業績連動報酬 = 固定報酬（月額）× 銀行業績係数 × 個人業績係数

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定方法は以下のとおりであります。

・ 取締役の報酬決定手続き

取締役の報酬については、取締役会が決定権限を有しており、指名・報酬委員会の答申内容を踏まえ決定しております。なお、株主総会の決議により定められた報酬額の範囲内となっております。

取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員については、客観的な視点と透明性を重視し、独立社外取締役が半数以上を占めるよう選任しております。

指名・報酬委員会の役員報酬に関する手続きの概要及び当事業年度における活動内容については、平成30年5月14日に指名・報酬委員会が開催され、平成30年度の「役員報酬算定基準」及び算定基準に基づく「役員ごとの報酬額」を協議・検討しております。当該協議・検討内容については、平成30年6月22日開催の取締役会に答申しております。

・ 監査役の報酬決定手続き

監査役の報酬については、監査役会が決定権限を有しており、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。当事業年度においては、平成30年6月22日開催の監査役会にて協議し、決定しております。

・ 株主総会で定められた当行の役員に対する報酬限度額

() 取締役（平成20年6月25日開催の第88期定時株主総会決議）

月額20百万円以内であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

() 監査役（平成20年6月25日開催の第88期定時株主総会決議）

月額5百万円以内であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	業績連動報酬
取締役（社外取締役を除く）	8	155	123	32
監査役（社外監査役を除く）	2	22	22	-
社外役員	5	22	22	-

(注) 上記には、平成30年6月22日開催の98期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当行が純投資目的で保有する投資株式は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的としております。また、当行が政策保有する投資株式は、投資先企業との長期的・安定的な関係の維持・強化、配当受領等による中長期的な収益の享受など、当行の中長期的な企業価値の向上に必要と判断される場合に限定して保有することとしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有する上場株式については、個別銘柄ごとに中長期的な視点から経済合理性（リスク・リターン）や成長性、収益性を検証した上で、地域経済との関連性、公共性、取引関係強化等を勘案し、保有の可否を判断いたします。検証により保有の意義が認められない場合には縮減を行うこととしております。

また、平成31年3月末時点の検証結果につきましては、全ての銘柄に関して、業況、決算、配当の見通し、経済合理性や将来見通しに重要な問題はなく、取引状況等からも保有の意義が認められると判断し、継続保有する方針としております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額(百万円)
上場株式	15	1,651
非上場株式	57	689

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	-
非上場株式	3	4	投資先企業との長期的・安定的な関係の維持・強化のため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)		
東日本旅客鉄道株式会社	48,100	48,100	同社は当行の主要顧客の一社であり、同社との良好な取引関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加していません。	無
	513	474		
東北電力株式会社	207,912	207,912	同社は当行の主要顧客の一社であり、同社との良好な取引関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加していません。	有
	293	295		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社アークス	68,562	68,562	同社グループには当行の主要顧客が属しており、同社との良好な取引関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加しておりません。	無
	166	175		
株式会社富山銀行	40,200	40,200	システム共同行として様々な面で情報交換等を行っており、良好な関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加しておりません。	有
	131	153		
フジ日本精糖株式会社	210,000	210,000	同社との良好な関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加しておりません。	有
	120	141		
日鉄鉱業株式会社	22,000	22,000	同社グループ会社は当行の主要顧客の一社であり、良好な関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加しておりません。	有
	100	135		
東京海上ホールディングス株式会社	13,780	13,780	取扱商品の業務提携先であり、事業上の関係を勘案し、同社との良好な取引関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加しておりません。	無
	73	65		
日本通運株式会社	11,330	11,330	同社との間に物流に関する取引関係があり、同社との良好な取引関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加しておりません。	有
	69	80		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社大和証券グループ本社	120,640	120,640	同社グループには当行の取引証券会社が属しており、同社との良好な取引関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加しておりません。	有
	65	81		
株式会社みちのく銀行	29,500	29,500	ATM手数料無料化の提携、債権流動化に係る特別目的会社の共同設立などの様々な取り組みを実施しており、今後も同行との良好な関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加しておりません。	有
	47	51		
カメイ株式会社	21,000	21,000	同社は当行の主要顧客の一社であり、同社との良好な取引関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加しておりません。	有
	24	31		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	33,650	33,650	同社グループには当行の取引銀行、取引事業会社が属しており、同社との良好な取引関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加しておりません。	無
	18	23		
株式会社ジャックス	7,509	7,509	取扱商品の業務提携先であり、事業上の関係を勘案し、同社との良好な取引関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加しておりません。	有
	13	17		
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス 株式会社	2,672	2,672	取扱商品の業務提携先であり、事業上の関係を勘案し、同社との良好な取引関係の維持、強化を図るために保有しております。なお、株式数は増加しておりません。	無
	9	8		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社みずほフィ ナンシャルグループ	17,590	17,590	同社グループには当行の取引銀行、取引 証券会社が属しており、同社との良好な 取引関係の維持、強化を図るために保有 しております。なお、株式数は増加して おりません。	無
	3	3		
株式会社沖縄銀行	-	55,680	営業基盤が異なる同業種の地方銀行とし て情報交換等を行っており、同行との良 好な関係の維持、強化を図るために保有 しておりました。	有
	-	250		

(注) 1. 定量的な保有効果については、事業上の重要情報に該当するため記載しておりませんが、上記(5)イの方法にて検証した結果、保有の意義があることを確認しております。

2. 株式会社沖縄銀行は当事業年度中に純投資目的に変更しているため、当事業年度においては「-」としております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	93	3,692	87	2,971
非上場株式	1	90	1	90

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式	103	202	26
非上場株式	1	-	-

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数	貸借対照表計上額(百万円)
株式会社沖縄銀行	55,680	191

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、当連結会計年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）の財務諸表について、北光監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、会計基準の内容又はその変更等についての情報を入手できる体制を整えております。さらに、当行の監査を依頼している北光監査法人との協議を緊密に行うとともに他監査法人の主催するセミナーにも積極的に参加し、適正開示等に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
現金預け金	47,971	58,950
コールローン及び買入手形	30,000	30,000
有価証券	6 200,050	6 176,877
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 550,311	1, 2, 3, 4, 5, 7 568,667
外国為替	263	796
その他資産	6 18,042	6 17,503
有形固定資産	9, 10 8,529	9, 10 8,044
建物	2,064	1,857
土地	8 5,645	8 5,517
建設仮勘定	1	1
その他の有形固定資産	817	668
無形固定資産	494	605
ソフトウェア	322	457
その他の無形固定資産	171	147
退職給付に係る資産	513	635
繰延税金資産	692	543
支払承諾見返	4,183	4,166
貸倒引当金	3,275	3,290
資産の部合計	857,776	863,500
負債の部		
預金	6 804,992	6 808,707
譲渡性預金	300	300
借入金	6 5,218	6 5,936
外国為替	1	0
その他負債	3,788	4,272
退職給付に係る負債	11	13
睡眠預金払戻損失引当金	25	24
偶発損失引当金	144	145
ポイント引当金	26	28
利息返還損失引当金	16	12
繰延税金負債	3	-
再評価に係る繰延税金負債	8 823	8 822
支払承諾	4,183	4,166
負債の部合計	819,537	824,430
純資産の部		
資本金	13,233	13,233
資本剰余金	12,003	12,003
利益剰余金	10,297	10,732
自己株式	71	72
株主資本合計	35,462	35,896
₁ 他有価証券評価差額金	1,030	1,510
₈ 土地再評価差額金	8 1,668	8 1,665
退職給付に係る調整累計額	76	2
₂ その他の包括利益累計額合計	2,775	3,173
純資産の部合計	38,238	39,069
負債及び純資産の部合計	857,776	863,500

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
経常収益	15,566	13,840
資金運用収益	10,052	9,477
貸出金利息	8,070	8,035
有価証券利息配当金	1,989	1,463
コールローン利息及び買入手形利息	8	22
預け金利息	0	0
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	2,327	2,487
その他業務収益	2,521	1,537
その他経常収益	665	337
貸倒引当金戻入益	39	-
償却債権取立益	112	55
その他の経常収益	1,513	1,282
経常費用	14,603	12,555
資金調達費用	138	125
預金利息	137	124
譲渡性預金利息	0	0
債券貸借取引支払利息	0	0
借入金利息	0	0
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	894	873
その他業務費用	3,430	1,649
営業経費	9,682	9,360
その他経常費用	458	545
貸倒引当金繰入額	-	133
その他の経常費用	2,458	2,412
経常利益	963	1,285
特別利益	0	3
固定資産処分益	0	3
特別損失	28	153
固定資産処分損	26	13
減損損失	31	3140
税金等調整前当期純利益	935	1,134
法人税、住民税及び事業税	118	269
法人税等調整額	198	43
法人税等合計	316	226
当期純利益	618	908
親会社株主に帰属する当期純利益	618	908

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益	618	908
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	144	479
退職給付に係る調整額	59	78
その他の包括利益合計	1 85	1 400
包括利益	703	1,309
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	703	1,309

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,233	12,003	10,143	69	35,309
当期変動額					
剰余金の配当			482		482
親会社株主に帰属する 当期純利益			618		618
自己株式の取得				1	1
土地再評価 差額金の取崩			18		18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	154	1	152
当期末残高	13,233	12,003	10,297	71	35,462

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	886	1,687	135	2,708	38,018
当期変動額					
剰余金の配当					482
親会社株主に帰属する 当期純利益					618
自己株式の取得					1
土地再評価 差額金の取崩					18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	144	18	59	67	67
当期変動額合計	144	18	59	67	219
当期末残高	1,030	1,668	76	2,775	38,238

当連結会計年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,233	12,003	10,297	71	35,462
当期変動額					
剰余金の配当			476		476
親会社株主に帰属する 当期純利益			908		908
自己株式の取得				1	1
土地再評価 差額金の取崩			3		3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	435	1	433
当期末残高	13,233	12,003	10,732	72	35,896

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,030	1,668	76	2,775	38,238
当期変動額					
剰余金の配当					476
親会社株主に帰属する 当期純利益					908
自己株式の取得					1
土地再評価 差額金の取崩					3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	479	3	78	397	397
当期変動額合計	479	3	78	397	831
当期末残高	1,510	1,665	2	3,173	39,069

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	935	1,134
減価償却費	766	622
減損損失	1	140
貸倒引当金の増減()	413	14
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	149	122
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	0	1
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	4	0
偶発損失引当金の増減額(は減少)	6	0
ポイント引当金の増減額(は減少)	1	2
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	1	4
資金運用収益	10,052	9,477
資金調達費用	138	125
有価証券関係損益()	1,455	856
固定資産処分損益(は益)	26	10
貸出金の純増()減	28,236	18,355
預金の純増減()	17,066	3,715
譲渡性預金の純増減()	4,160	-
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	5,018	718
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	405	108
コールローン等の純増()減	4,200	-
外国為替(資産)の純増()減	34	532
外国為替(負債)の純増減()	1	1
資金運用による収入	10,084	9,485
資金調達による支出	190	122
その他	11,116	537
小計	33,490	12,218
法人税等の支払額	210	175
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,700	12,394
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	35,578	45,049
有価証券の売却による収入	34,599	28,696
有価証券の償還による収入	67,356	40,704
有形固定資産の取得による支出	722	212
無形固定資産の取得による支出	387	280
有形固定資産の除却による支出	8	12
有形固定資産の売却による収入	79	113
投資活動によるキャッシュ・フロー	65,339	23,959
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	482	476
自己株式の取得による支出	1	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	484	477
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	31,155	11,087
現金及び現金同等物の期首残高	14,985	46,140
現金及び現金同等物の期末残高	1 46,140	1 57,227

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 9年~30年

その他 5年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,530百万円（前連結会計年度末は1,742百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

連結子会社については、該当ありません。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

連結子会社については、該当ありません。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社については、該当ありません。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社については、該当ありません。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
破綻先債権額	236百万円	243百万円
延滞債権額	15,192百万円	16,353百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	213百万円	214百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
貸出条件緩和債権額	296百万円	324百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
合計額	15,938百万円	17,136百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
	3,433百万円	3,086百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	15,593百万円	16,209百万円
その他資産	6百万円	6百万円
計	15,599百万円	16,215百万円
担保資産に対応する債務		
預金	3,774百万円	3,473百万円
借入金	5,100百万円	5,000百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
有価証券	6,201百万円	3,088百万円
その他資産	10,020百万円	10,000百万円

また、その他資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
保証金	46百万円	45百万円
敷金	14百万円	14百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
融資未実行残高	216,063百万円	211,832百万円
うち契約残存期間が 1年以内のもの	205,234百万円	205,366百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
	2,827百万円	2,780百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
減価償却累計額	10,485百万円	10,586百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
圧縮記帳額	481百万円	481百万円
(当該連結会計年度の 圧縮記帳額)	(-百万円)	(-百万円)

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
株式等売却益	350百万円	108百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
株式等売却損	16百万円	307百万円
貸出金償却	389百万円	30百万円

3. 減損損失

前連結会計年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

固定資産の減損損失が発生しておりますが、金額が僅少のため記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

減損損失の判定に当たり、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)、遊休資産は各々を1つの単位としてグルーピングを行っております。また、連結される子会社は各々独立した単位としてグルーピングを行っております。

減損損失を計上した資産グループは、移転等の決定、システム関連資産の利用中止決定、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 5か所	土地建物等	101百万円
稼働資産	岩手県内	システム関連資産 1件	その他の無形固定資産	9百万円
稼働資産	東京都内	営業店舗 1か所	建物等	29百万円
合計				140百万円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額によっており、正味売却価額は路線価等に基づいて奥行価格補正等の調整を行って算出した価額等、合理的に算定された金額から処分費用見込額を控除して算定しております。また、利用中止決定したシステム関連資産については、回収可能価額を零としております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	875百万円	225百万円
組替調整額	1,082百万円	475百万円
税効果調整前	207百万円	700百万円
税効果額	62百万円	221百万円
その他有価証券評価差額金	144百万円	479百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	20百万円	59百万円
組替調整額	64百万円	53百万円
税効果調整前	84百万円	113百万円
税効果額	25百万円	34百万円
退職給付に係る調整額	59百万円	78百万円
その他の包括利益合計	85百万円	400百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	95,099	-	85,589	9,509	(注)1、2
第一種優先株式	40,000	-	36,000	4,000	(注)1、2
合計	135,099	-	121,589	13,509	
自己株式					
普通株式	361	6	330	37	(注)1、3、4
合計	361	6	330	37	

(注)1. 平成29年10月1日付で普通株式及び第一種優先株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。

2. 発行済株式における普通株式の当連結会計年度減少株式数85,589千株及び第一種優先株式の当連結会計年度減少株式数36,000千株は、株式併合による減少であります。

3. 自己株式における普通株式の当連結会計年度増加株式数6千株は、単元未満株式の買取りによる増加が6千株、株式併合に伴う単元未満株式の取得による増加が0千株であります。

4. 自己株式における普通株式の当連結会計年度減少株式数330千株は、株式併合による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	236	2.5	平成29年3月31日	平成29年6月23日
	第一種 優先株式	5	0.14	平成29年3月31日	平成29年6月23日
平成29年11月10日 取締役会(注)	普通株式	236	2.5	平成29年9月30日	平成29年12月8日
	第一種 優先株式	3	0.075	平成29年9月30日	平成29年12月8日

(注)1株当たり配当額については、基準日が平成29年9月30日であるため、平成29年10月1日付の株式併合は加味しておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	236	利益剰余金	25	平成30年3月31日	平成30年6月25日
	第一種 優先株式	3	利益剰余金	0.75	平成30年3月31日	平成30年6月25日

(注)平成29年10月1日付で普通株式及び第一種優先株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,509	-	-	9,509	
第一種優先株式	4,000	-	-	4,000	
合計	13,509	-	-	13,509	
自己株式					
普通株式	37	1	-	38	(注)
合計	37	1	-	38	

(注) 自己株式における普通株式の当連結会計年度増加株式数1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	236	25	平成30年3月31日	平成30年6月25日
	第一種 優先株式	3	0.75	平成30年3月31日	平成30年6月25日
平成30年11月12日 取締役会(注)	普通株式	236	25	平成30年9月30日	平成30年12月10日

(注) 第一種優先株式については、平成30年7月9日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」が0.00%であるため、第一種優先株式の配当については0円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和元年6月21日 定時株主総会	普通株式	236	利益剰余金	25	平成31年3月31日	令和元年6月24日

(注) 第一種優先株式については、平成30年7月9日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」が0.00%であるため、第一種優先株式の配当については0円であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
現金預け金勘定	47,971百万円	58,950百万円
預け金(日銀預け金を除く)	1,830百万円	1,722百万円
現金及び現金同等物	46,140百万円	57,227百万円

(リース取引関係)

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
リース料債権部分	1,695	1,617
見積残存価額部分	222	222
受取利息相当額	109	109
リース投資資産	1,808	1,730

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
リース債権	-	-	-	-	-	-	-
リース投資資産に係る リース料債権部分	572	450	343	216	89	22	1,695

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成31年3月31日)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
リース債権	-	-	-	-	-	-	-
リース投資資産に係る リース料債権部分	556	450	319	190	67	33	1,617

(借手側)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、国内に限定した銀行業務を中心に、リース業務やクレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。主要な事業である銀行業務は、預金業務を中心とした資金調達により貸出金業務を行うほか、流動性確保のため安全性の高い有価証券等で運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。その一環として、ヘッジ目的に限定したデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託等であり、純投資目的等で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク及び価格変動リスクに晒されております。

保有する負債は、資金調達の中心である国内の法人及び個人からの預金が主であり、予期せぬ預金の流出により資金確保が困難になる等の流動性リスク及び金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行は、リスクの分散を基本とし、リスクに見合った収益力ある与信ポートフォリオの構築を目指した信用リスク管理を行っております。取引先への融資の審査判断については、内部基準で定められた決裁権限により、比較的风险が大きい融資は本部の審査専門部署や経営による審査判断が実施される態勢としております。

また、財務内容や返済の状況等の信用度に応じて取引先を区分する信用格付を実施しており、格付区分毎のリスクの状況に基づいて信用リスクを定量的に把握しております。信用リスクの定量化は四半期毎に実施しており、計測したリスク量については、自己資本を原資として配賦したリスク管理枠に収まるようALM委員会において管理しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行では、資金の運用調達期間の不一致による金利リスクについて、統計的な手法により定量的に把握しており、月次で計測したリスク量は、他のリスク量と合算のうえALM委員会で管理しております。

各種リスクを適切にコントロールするため、取締役会において決定している統合的リスク管理方針に基づき、自己資本を原資として主要なリスク(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)にリスク資本を配賦して設定するリスク管理枠を定めております。

月次開催のALM委員会では、定量的に把握したリスク量が、前述のリスク管理枠に収まるよう管理しており、リスクと収益との状況を考慮した上で、必要に応じ金利リスクの低減手法を導入しリスクコントロールを図る一方、新たなリスクテイクの方針を決定するなど、機動的かつ効率的な業務運営に努めております。

() 価格変動リスクの管理

当行では、配当収入及び値上り益の獲得、並びに有価証券ポートフォリオにおける金利リスクの相殺を主な目的として株式等への投資を行っており、投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しと価格変動リスクの影響等を考慮し、期初のALM委員会において決定するほか、月次のALM委員会においても、リスクの状況等に応じ随時見直しを行う体制としております。

株式等の価格変動リスクについては、債券を含む投資有価証券全体について、株価や市場金利等の各リスク要因間の相関を考慮したうえで、市場部門のリスク量として一体で計測しております。

計測した市場部門のリスク量は、自己資本を原資として配賦したリスク管理枠に収まるようALM委員会において管理しております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ目的に限定し取引を行っております。ALM委員会においてデリバティブ取引の運用状況の報告及び取組方針の決定を行い、これを受けて取引限度額、取引手続き等を定めた行内規程に基づき取引を行っております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預け金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」が対象となります。当行では、これらの金融資産、金融負債について、VaR（観測期間5年、保有期間240日、信頼区間99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量とし、市場リスクの定量的分析を行っております。市場リスクのリスク量の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債について、それぞれ各種リスクファクターに対する感応度を用いて算定しております。平成31年3月31日現在、市場リスク量は、7,226百万円(平成30年3月31日現在は7,880百万円)となります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理に関しては、資金管理部である市場金融部が対外的な資金決済状況を一元的に把握し、資金繰りのリスクの抑制に努めております。また、月次のALM委員会においても、資金の運用・調達状況の予測に基づく中長期的な資金動向の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	47,971	47,971	-
(2) コールローン及び買入手形	30,000	30,000	-
(3) 有価証券 その他有価証券	198,986	198,986	-
(4) 貸出金 貸倒引当金（*）	550,311 2,925		
	547,385	549,381	1,996
(5) 外国為替	263	263	-
資産計	824,606	826,602	1,996
(1) 預金	804,992	805,035	42
(2) 譲渡性預金	300	299	0
(3) 借入金	5,218	5,202	15
負債計	810,511	810,537	26
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成31年 3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	58,950	58,950	-
(2) コールローン及び買入手形	30,000	30,000	-
(3) 有価証券 其他有価証券	175,804	175,804	-
(4) 貸出金 貸倒引当金（*）	568,667 2,973		
	565,693	567,944	2,251
(5) 外国為替	796	796	-
資産計	831,244	833,495	2,251
(1) 預金	808,707	808,743	36
(2) 譲渡性預金	300	299	0
(3) 借入金	5,936	5,772	163
負債計	814,944	814,816	127
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

預け金は満期のない預け金のみであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は当行が合理的と判断した情報ベンダー及び取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

（4）貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、固定金利によるものは元利金の合計額を、変動金利によるものは金利更改日までの元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

（5）外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）であります。これは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
非上場株式(*1)	779	784
組合出資金(*2)	284	288
合計	1,064	1,073

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金は投資事業有限責任組合等への出資金であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	32,769	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	30,000	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	21,642	55,799	28,045	20,185	45,506	13,645
うち国債	1,000	6,000	3,000	7,000	-	1,000
地方債	917	8,295	12,744	5,522	4,574	7,119
社債	11,885	23,268	8,842	6,343	11,483	4,226
貸出金(*)	105,078	84,662	71,437	61,198	63,253	109,744
合計	189,490	140,461	99,482	81,384	108,760	123,390

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない15,401百万円、期間の定めのないもの39,533百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	45,135	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	30,000	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	21,437	49,343	24,729	33,413	22,082	11,047
うち国債	3,000	4,000	6,000	3,000	2,000	-
地方債	3,012	14,776	5,622	4,745	7,444	5,372
社債	9,721	22,848	10,908	13,046	8,600	4,298
貸出金（*）	86,499	88,702	82,438	62,156	66,174	124,788
合計	183,071	138,046	107,167	95,569	88,256	135,836

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない116,570百万円、期間の定めのないもの41,337百万円は含めておりません。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	780,369	20,334	3,505	389	394	-
譲渡性預金	300	-	-	-	-	-
借入金	5,118	47	51	-	-	-
合計	785,787	20,381	3,557	389	394	-

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	784,443	20,177	3,265	421	399	-
譲渡性預金	300	-	-	-	-	-
借入金	5,018	57	99	101	151	508
合計	789,762	20,234	3,364	523	551	508

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

「子会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	株式	3,502	2,340	1,162
	債券	79,613	78,103	1,510
	国債	17,598	17,088	510
	地方債	25,485	24,996	488
	社債	36,529	36,018	511
	その他	34,638	33,865	772
	小計	117,753	114,308	3,445
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	株式	1,461	1,617	155
	債券	45,691	45,918	226
	国債	1,174	1,181	6
	地方債	14,400	14,585	184
	社債	30,117	30,151	34
	その他	34,078	35,674	1,595
	小計	81,232	83,209	1,977
合計		198,986	197,518	1,467

当連結会計年度（平成31年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照 表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,070	2,129	940
	債券	115,272	113,561	1,710
	国債	18,526	18,049	476
	地方債	40,139	39,544	595
	社債	56,606	55,967	638
	その他	18,344	17,700	643
	小計	136,687	133,391	3,295
連結貸借対照 表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,277	2,700	422
	債券	15,360	15,366	5
	国債	-	-	-
	地方債	1,761	1,764	3
	社債	13,599	13,601	1
	その他	21,478	22,178	699
	小計	39,117	40,244	1,127
合計		175,804	173,636	2,168

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券
前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,262	327	4
債券	31,285	923	51
国債	15,035	555	-
地方債	4,988	152	-
社債	11,262	215	51
その他	1,996	29	35
合計	35,545	1,280	90

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	1,757	74	277
債券	16,220	19	67
国債	5,173	4	3
地方債	4,638	11	58
社債	6,408	3	5
その他	9,717	175	69
合計	27,695	269	413

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成30年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	1,467
その他有価証券	1,467
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	436
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,030
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,030

当連結会計年度(平成31年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	2,168
その他有価証券	2,168
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	657
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,510
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,510

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、従業員の退職給付に備えるため積立型の確定給付制度を設けております。また、平成29年10月1日より企業型の確定拠出年金制度を採用しております。確定給付制度では、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を設けております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。なお、確定給付企業年金制度にキャッシュ・バランス・プランを導入しております。また、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度において、退職給付信託を設定しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,049	3,009
勤務費用	179	181
利息費用	2	1
数理計算上の差異の発生額	61	36
退職給付の支払額	282	213
過去勤務費用の発生額	-	-
その他	-	-
退職給付債務の期末残高	3,009	2,941

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

2. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
年金資産の期首残高	3,402	3,510
期待運用収益	60	105
数理計算上の差異の発生額	40	95
事業主からの拠出額	126	129
退職給付の支払額	118	85
その他	-	-
年金資産の期末残高	3,510	3,563

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
積立型制度の退職給付債務	3,009	2,941
年金資産	3,510	3,563
非積立型制度の退職給付債務	501	622
	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産()の純額	501	622

退職給付に係る負債	11	13
退職給付に係る資産	513	635
連結貸借対照表に計上された負債と資産()の純額	501	622

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
勤務費用	179	181
利息費用	2	1
期待運用収益	60	105
数理計算上の差異の費用処理額	64	53
過去勤務費用の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	56	23

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
過去勤務費用	-	-
数理計算上の差異	84	113
その他	-	-
合計	84	113

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（百万円）

区分	前連結会計年度 （自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）	当連結会計年度 （自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日）
未認識過去勤務費用	-	-
未認識数理計算上の差異	109	4
その他	-	-
合計	109	4

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 （自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）	当連結会計年度 （自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日）
投資信託	63 %	49 %
生命保険一般勘定	10 %	24 %
債券	15 %	15 %
株式	11 %	11 %
コールローン	0 %	0 %
その他	1 %	1 %
合計	100 %	100 %

(注) 1. その他は、信託銀行合同運用口や円貨短期資金運用などであります。

2. 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が当連結会計年度は6%（前連結会計年度は6%）含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

企業年金基金の長期期待運用収益率は、運用を受託した複数の信託銀行及び生命保険会社において、期待運用収益確保のため、一部は債券運用で安定的な利息収入を確保するとともに、一部は株式運用により運用収益の拡大に努めてきた現在までの運用実績と将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

退職給付信託の長期期待運用収益率は、運用を受託した信託銀行において、市場環境の変化に応じて組み入れ資産の配分比率を変更し、一定の運用成績の達成を目指す投資信託の現在までの運用実績と将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前連結会計年度 （自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）	当連結会計年度 （自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日）
割引率	0.068 %	0.043 %
長期期待運用収益率		
企業年金基金	3.000 %	3.000 %
退職給付信託	1.100 %	3.000 %

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度10百万円、当連結会計年度22百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,309百万円	1,247百万円
退職給付信託設定額	686	685
退職給付に係る負債	3	4
減価償却損金算入限度超過額	220	231
有価証券償却否認額	93	93
その他	225	232
繰延税金資産小計	2,539	2,493
評価性引当額(注)	1,240	1,098
繰延税金資産合計	1,299	1,395
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	436	657
退職給付に係る資産	156	193
その他	17	1
繰延税金負債合計	610	851
繰延税金資産の純額	688百万円	543百万円

(注) 貸倒引当金損金算入限度超過額の減少等に伴い、評価性引当額が142百万円減少しております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	1.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.7	0.9
住民税均等割等	2.0	1.6
評価性引当額の増減	2.2	12.5
その他	2.7	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8%	19.9%

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下、「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度から適用し、税効果関係注記を変更しております。

税効果関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業を中心にリース業などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業務」及び「リース業務」を報告セグメントとしております。

「銀行業務」は、銀行業及び信用保証業を中心とした銀行業を行っております。「リース業務」は、リース業を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益であります。

報告されているセグメント間の取引方法は、一般的な取引と同様の条件で行っております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	13,915	1,035	14,951	615	15,566	-	15,566
セグメント間の内部経常収益	160	40	200	373	573	573	-
計	14,075	1,075	15,151	988	16,140	573	15,566
セグメント利益	946	26	973	88	1,061	98	963
セグメント資産	855,212	3,819	859,031	3,248	862,280	4,504	857,776
セグメント負債	818,618	2,765	821,383	1,667	823,051	3,513	819,537
その他の項目							
減価償却費	730	18	748	24	772	5	766
資金運用収益	10,137	0	10,137	38	10,175	123	10,052
資金調達費用	138	23	161	0	161	23	138
特別利益	0	-	0	-	0	-	0
(うち固定資産処分益)	0	-	0	-	0	-	0
特別損失	28	-	28	-	28	-	28
(うち固定資産処分損)	26	-	26	-	26	-	26
(うち減損損失)	1	-	1	-	1	-	1
税金費用	271	10	281	28	310	6	316
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	999	61	1,060	48	1,109	-	1,109

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業であります。

3. 「調整額」は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 98百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額 4,504百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(3) セグメント負債の調整額 3,513百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(4) 減価償却費の調整額 5百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(5) 資金運用収益の調整額 123百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(6) 資金調達費用の調整額 23百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(7) 税金費用の調整額 6百万円は、すべてセグメント間取引消去に係る法人税等調整額であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	12,058	1,117	13,175	664	13,840	-	13,840
セグメント間の内部経常収益	511	42	554	315	869	869	-
計	12,570	1,159	13,730	980	14,710	869	13,840
セグメント利益	1,551	53	1,604	169	1,774	489	1,285
セグメント資産	861,003	4,069	865,072	3,368	868,441	4,940	863,500
セグメント負債	823,176	3,181	826,357	1,952	828,310	3,879	824,430
その他の項目							
減価償却費	577	20	598	26	624	1	622
資金運用収益	9,919	0	9,919	36	9,955	478	9,477
資金調達費用	125	26	152	1	153	28	125
特別利益	3	-	3	-	3	-	3
（うち固定資産処分益）	3	-	3	-	3	-	3
特別損失	153	0	153	-	153	-	153
（うち固定資産処分損）	13	0	13	-	13	-	13
（うち減損損失）	140	-	140	-	140	-	140
税金費用	162	18	180	45	226	0	226
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	475	6	481	11	493	-	493

（注）1．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業であります。

3．「調整額」は、次のとおりであります。

（1）セグメント利益の調整額 489百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（2）セグメント資産の調整額 4,940百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（3）セグメント負債の調整額 3,879百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（4）減価償却費の調整額 1百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（5）資金運用収益の調整額 478百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（6）資金調達費用の調整額 28百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（7）税金費用の調整額 0百万円は、すべてセグメント間取引消去に係る法人税等調整額であります。

4．セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	8,070	3,270	4,225	15,566

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	8,035	1,733	4,071	13,840

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

銀行業務セグメントにおいて固定資産の減損損失が発生しておりますが、金額が僅少なため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
減損損失	140	-	140	-	140

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社 (当該会社の 子会社を含 む)	㈱ラクウン	岩手県 紫波郡 矢巾町	26	運送業	被所有 直接 0.05	資金の貸付	資金の貸付	264	貸出金	299
	㈱エステー モーター スクール	岩手県 滝沢市	30	自動車 教習所	なし	資金の貸付	資金の貸付	238	貸出金	254
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	盛岡ガス㈱	岩手県 盛岡市	80	ガス事業	被所有 直接 0.11	資金の貸付	資金の貸付	2,450	貸出金	2,402
						貸出金利息の 受取	貸出金利息の 受取	33	-	-
	盛岡ガス 燃料㈱	岩手県 盛岡市	12	小売・ 卸売業	被所有 直接 0.10	資金の貸付	資金の貸付	84	貸出金	80
						債務の保証	債務の保証	12	支払承 諾見返	-

(注) 1. 取引金額は、平均残高を記載しております。

2. ㈱ラクウンは、当行取締役及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。貸出金の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

3. ㈱エステーモータースクールは㈱ラクウンの完全子会社であります。貸出金の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

4. 盛岡ガス㈱及び盛岡ガス燃料㈱は、当行取締役、監査役及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。貸出金及び支払承諾見返の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社 (当該会社の 子会社を含 む)	(株)ラクウン	岩手県 紫波郡 矢巾町	26	運送業	被所有 直接 0.05	資金の貸付	資金の貸付	292	貸出金	291
	(株)エステー モーター スクール	岩手県 滝沢市	30	自動車 教習所	なし	資金の貸付	資金の貸付	249	貸出金	263
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	盛岡ガス(株)	岩手県 盛岡市	80	ガス事業	被所有 直接 0.11	資金の貸付	資金の貸付	2,286	貸出金	2,190
						貸出金利息の 受取	貸出金利息の 受取	30	-	-
	盛岡ガス 燃料(株)	岩手県 盛岡市	12	小売・ 卸売業	被所有 直接 0.10	資金の貸付	資金の貸付	63	貸出金	53

(注) 1. 取引金額は、平均残高を記載しております。

2. (株)ラクウン及び(株)エステーモータースクールは、平成30年6月22日付の当行取締役の退任に伴い、関連当事者ではなくなっております。なお、取引金額については関連当事者であった期間の取引金額を、期末残高については平成31年3月31日の残高を記載しております。貸出金の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

3. 盛岡ガス(株)及び盛岡ガス燃料(株)は、当行取締役、監査役及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。貸出金の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

(工) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	(株)ラクウン	岩手県 紫波郡 矢巾町	26	運送業	被所有 直接 0.05	リース取引	リース取引	16	その他 資産	10
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	盛岡ガス(株)	岩手県 盛岡市	80	ガス事業	被所有 直接 0.11	リース取引	リース取引	47	その他 資産	66

- (注) 1. 取引金額は、平均残高を記載しております。
2. (株)ラクウンは、当行取締役及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。リース取引についてはその他取引先と同様に取引条件を決定しております。
3. 盛岡ガス(株)は、当行取締役、監査役及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。リース取引についてはその他取引先と同様に取引条件を決定しております。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	(株)ラクウン	岩手県 紫波郡 矢巾町	26	運送業	被所有 直接 0.05	リース取引	リース取引	8	その他 資産	2
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	盛岡ガス(株)	岩手県 盛岡市	80	ガス事業	被所有 直接 0.11	リース取引	リース取引	56	その他 資産	48

- (注) 1. 取引金額は、平均残高を記載しております。
2. (株)ラクウンは、平成30年6月22日付の当行取締役の退任に伴い、関連当事者ではなくなっております。なお、取引金額については関連当事者であった期間の取引金額を、期末残高については平成31年3月31日の残高を記載しております。リース取引についてはその他取引先と同様に取引条件を決定しております。
3. 盛岡ガス(株)は、当行取締役、監査役及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。リース取引についてはその他取引先と同様に取引条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	2,980円69銭	3,069円14銭
1株当たり当期純利益	64円62銭	95円92銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	37円83銭	48円72銭

- (注) 1. 平成29年10月1日付で普通株式及び第一種優先株式10株につき1株の割合で株式併合いたしました。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	618	908
普通株主に帰属しない金額	百万円	6	-
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	3	-
うち中間優先配当額	百万円	3	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	612	908
普通株式の期中平均株式数	千株	9,473	9,472
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	6	-
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	3	-
うち中間優先配当額	百万円	3	-
普通株式増加数	千株	6,868	9,174
うち優先株式	千株	6,868	9,174
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まなかった潜在株式の概要		-	-

- (注) 当連結会計年度の優先配当額については、平成30年7月9日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」が0.00%であるため、普通株主に帰属しない金額、親会社株主に帰属する当期純利益調整額、定時株主総会決議による優先配当額及び中間優先配当額については「-」であります。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	38,238	39,069
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,003	10,000
(うち優先株式払込額)	百万円	(10,000)	(10,000)
(うち優先配当額)	百万円	(3)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	28,235	29,069
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	9,472	9,471

- (注) 当連結会計年度の優先配当額については、平成30年7月9日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」が0.00%であるため、優先配当額については「-」であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	5,218	5,936	0.014	-
再割引手形	-	-	-	-
借入金	118	936	0.094	令和3年7月～ 令和20年10月
日銀借入金	5,100	5,000	0.000	令和元年7月
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定の ものを除く)	-	-	-	-

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 日銀借入金は、無利息であります。

3. 借入金及び日銀借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	18	28	28	48	50
日銀借入金(百万円)	5,000	-	-	-	-

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
経常収益 (百万円)	3,531	7,125	10,361	13,840
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (百万円)	171	952	885	1,134
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	130	814	756	908
1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	13.78	85.95	79.85	95.92

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (は 1 株当たり四半期純損失) (円)	13.78	72.17	6.10	16.06

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
現金預け金	47,971	58,950
現金	15,201	13,814
預け金	32,769	45,135
コールローン	30,000	30,000
有価証券	1,7201,125	1,7177,952
国債	18,772	18,526
地方債	39,885	41,900
社債	66,646	70,206
株式	6,819	7,206
その他の証券	69,000	40,112
貸出金	2,3,4,5,8,10552,482	2,3,4,5,8,10571,198
割引手形	63,433	63,086
手形貸付	40,516	34,296
証書貸付	468,310	491,423
当座貸越	40,222	42,391
外国為替	263	796
外国他店預け	263	796
その他資産	712,246	711,364
前払費用	4	4
未収収益	594	591
その他の資産	11,647	10,767
有形固定資産	98,414	97,936
建物	2,033	1,827
土地	5,614	5,486
建設仮勘定	1	1
その他の有形固定資産	765	620
無形固定資産	413	546
ソフトウェア	241	399
その他の無形固定資産	171	146
前払年金費用	404	639
繰延税金資産	699	504
支払承諾見返	4,183	4,166
貸倒引当金	2,947	3,008
資産の部合計	855,256	861,046

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
預金	7 807,170	7 810,863
当座預金	17,240	17,327
普通預金	399,054	412,324
貯蓄預金	12,104	12,265
通知預金	1,185	1,733
定期預金	355,817	345,982
定期積金	19,601	18,787
その他の預金	2,166	2,441
譲渡性預金	300	300
借入金	7 5,218	7 5,936
借入金	5,218	5,936
外国為替	1	0
未払外国為替	1	0
その他負債	1,102	1,202
未払法人税等	83	155
未払費用	154	149
前受収益	294	274
給付補填備金	4	3
資産除去債務	37	43
その他の負債	527	574
睡眠預金払戻損失引当金	25	24
偶発損失引当金	144	145
再評価に係る繰延税金負債	823	822
支払承諾	4,183	4,166
負債の部合計	818,971	823,462
純資産の部		
資本金	13,233	13,233
資本剰余金	11,159	11,159
資本準備金	11,154	11,154
その他資本剰余金	4	4
利益剰余金	9,265	10,089
利益準備金	678	773
その他利益剰余金	8,586	9,315
繰越利益剰余金	8,586	9,315
自己株式	71	72
株主資本合計	33,586	34,409
その他有価証券評価差額金	1,029	1,508
土地再評価差額金	1,668	1,665
評価・換算差額等合計	2,698	3,174
純資産の部合計	36,284	37,583
負債及び純資産の部合計	855,256	861,046

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
経常収益	14,445	12,616
資金運用収益	10,617	10,069
貸出金利息	8,056	8,027
有価証券利息配当金	2,569	2,063
コールローン利息	8	22
預け金利息	0	0
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	1,911	2,047
受入為替手数料	680	763
その他の役務収益	1,230	1,284
その他業務収益	1,257	163
外国為替売買益	3	3
商品有価証券売買益	-	0
国債等債券売却益	929	160
その他の業務収益	324	-
その他経常収益	659	336
貸倒引当金戻入益	29	-
償却債権取立益	112	55
株式等売却益	350	108
その他の経常収益	166	171
経常費用	13,079	11,017
資金調達費用	138	125
預金利息	137	124
譲渡性預金利息	0	0
債券貸借取引支払利息	0	0
借入金利息	0	0
役務取引等費用	872	854
支払為替手数料	121	120
その他の役務費用	750	734
その他業務費用	2,536	655
国債等債券売却損	74	106
国債等債券償還損	2,461	549
営業経費	9,128	8,828
その他経常費用	404	552
貸倒引当金繰入額	-	153
貸出金償却	344	28
株式等売却損	16	307
その他の経常費用	43	62
経常利益	1,365	1,599
特別利益	0	3
固定資産処分益	0	3
特別損失	28	153
固定資産処分損	26	13
減損損失	1	140
税引前当期純利益	1,337	1,449
法人税、住民税及び事業税	65	179
法人税等調整額	186	27
法人税等合計	251	151
当期純利益	1,085	1,297

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	13,233	11,154	4	11,159	581	8,061	8,643	69	32,966
当期変動額									
剰余金の配当					96	578	482		482
当期純利益						1,085	1,085		1,085
自己株式の取得								1	1
土地再評価 差額金の取崩						18	18		18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	96	525	621	1	619
当期末残高	13,233	11,154	4	11,159	678	8,586	9,265	71	33,586

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	885	1,687	2,573	35,539
当期変動額				
剰余金の配当				482
当期純利益				1,085
自己株式の取得				1
土地再評価 差額金の取崩				18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	143	18	125	125
当期変動額合計	143	18	125	745
当期末残高	1,029	1,668	2,698	36,284

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	13,233	11,154	4	11,159	678	8,586	9,265	71	33,586	
当期変動額										
剰余金の配当					95	571	476		476	
当期純利益						1,297	1,297		1,297	
自己株式の取得								1	1	
土地再評価 差額金の取崩						3	3		3	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	95	728	824	1	822	
当期末残高	13,233	11,154	4	11,159	773	9,315	10,089	72	34,409	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,029	1,668	2,698	36,284
当期変動額				
剰余金の配当				476
当期純利益				1,297
自己株式の取得				1
土地再評価 差額金の取崩				3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	479	3	475	475
当期変動額合計	479	3	475	1,298
当期末残高	1,508	1,665	3,174	37,583

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 5年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿簿額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,530百万円（前事業年度末は1,742百万円）であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
株式	1,081百万円	1,081百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
破綻先債権額	236百万円	243百万円
延滞債権額	15,165百万円	16,326百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	200百万円	200百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
貸出条件緩和債権額	296百万円	324百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
合計額	15,898百万円	17,094百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
	3,433百万円	3,086百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	15,593百万円	16,209百万円
その他資産	6百万円	6百万円
計	15,599百万円	16,215百万円
担保資産に対応する債務		
預金	3,774百万円	3,473百万円
借入金	5,100百万円	5,000百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
有価証券	6,201百万円	3,088百万円
その他資産	10,020百万円	10,000百万円

また、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
保証金	46百万円	45百万円
敷金	11百万円	10百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
融資未実行残高	209,711百万円	205,800百万円
うち契約残存期間が 1年以内のもの	198,882百万円	199,334百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
圧縮記帳額	481百万円	481百万円
(当該事業年度の圧縮 記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

10. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
9百万円	4百万円

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(平成30年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度(平成31年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
子会社株式	1,081	1,081
合計	1,081	1,081

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,210百万円	1,161百万円
退職給付信託設定額	686	685
減価償却損金算入限度超過額	220	230
有価証券償却否認額	93	93
その他	208	214
繰延税金資産小計	2,420	2,385
評価性引当額	1,159	1,028
繰延税金資産合計	1,260	1,357
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	436	656
前払年金費用	122	194
その他	2	1
繰延税金負債合計	561	852
繰延税金資産の純額	699百万円	504百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	0.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	13.7	13.3
住民税均等割等	1.3	1.2
評価性引当額の増減	1.2	9.0
その他	0.9	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.8%	10.4%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	9,047	49	(87) 361	8,735	6,907	144	1,827
土地	[2,494] 5,614	-	(39) [4] 128	[2,489] 5,486	-	-	5,486
建設仮勘定	1	137	137	1	-	-	1
その他の有形固定資産	[1] 3,911	155	(3) [-] 97	[1] 3,969	3,348	294	620
有形固定資産計	18,574	342	(131) 724	18,191	10,255	439	7,936
無形固定資産							
ソフトウェア	3,695	245	-	3,940	3,541	87	399
その他の無形固定資産	446	48	(9) 24	471	324	49	146
無形固定資産計	4,142	294	(9) 24	4,412	3,865	136	546
その他	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 土地及びその他の有形固定資産の[]内は土地の再評価により取得原価が修正された金額[内書き]であります。

2. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2,947	3,008	93	2,854	3,008
一般貸倒引当金(注)	453	458	-	453	458
個別貸倒引当金(注)	2,494	2,549	93	2,401	2,549
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
睡眠預金払戻損失引当金(注)	25	24	-	25	24
偶発損失引当金(注)	144	145	-	144	145
計	3,118	3,178	93	3,025	3,178

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は洗い替えによる取崩額であります。

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	83	224	147	4	155
未払法人税等	27	42	21	4	44
未払事業税	56	181	125	0	111

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、岩手県盛岡市において発行する岩手日報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.tohoku-bank.co.jp/notice/
株主に対する特典	ありません。

(注) 当行定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受け権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書 類並びに確認書	事業年度 (第98期)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	平成30年6月22日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書 類			平成30年6月22日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書 及び確認書	第99期第1四半期	(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)	平成30年8月8日 関東財務局長に提出。
	第99期第2四半期	(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)	平成30年11月22日 関東財務局長に提出。
	第99期第3四半期	(自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日)	平成31年2月6日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(当行の株主総会において決議事項が決議された場合)の規定に基づく臨時報告書		平成30年6月27日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

株式会社 東北銀行

令和元年6月7日

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員 公認会計士 遠藤明哲 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 戸小台誠 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の平成31年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東北銀行の平成31年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社東北銀行が平成31年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

* 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

* 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

株式会社 東北銀行

令和元年6月7日

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員 公認会計士 遠藤明哲 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 戸小台誠 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北銀行の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

* 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。